

日 立 ハ イ コ ス
厚 生 年 金 基 金 規 約

日立ハイコス厚生年金基金

目 次

第 1 章	総 則……………	(第 1 条～第 5 条)
第 2 章	代議員及び代議員会……………	(第 6 条～第 2 4 条)
第 3 章	役員及び職員……………	(第 2 5 条～第 3 8 条)
第 4 章	加 入 員……………	(第 3 9 条～第 4 5 条)
第 5 章	標準給与、加算クレジット及び加算給与 (第 4 6 条～第 4 8 条の 5)	
第 6 章	給 付	
第 1 節	通 則……………	(第 4 9 条～第 5 5 条)
第 2 節	退職年金……………	(第 5 6 条～第 6 0 条)
第 3 節	削除……………	(第 6 1 条～第 6 6 条)
第 4 節	脱退一時金……………	(第 6 7 条～第 6 9 条)
第 5 節	遺族一時金……………	(第 7 0 条～第 7 2 条)
第 7 章	中途脱退者……………	(第 7 3 条～第 7 9 条)
第 8 章	福祉施設……………	(第 8 0 条)
第 9 章	年金給付等積立金の管理及び運用に関する契約 並びに業務の委託 (第 8 1 条～第 8 3 条)	
第 1 0 章	費用の負担……………	(第 8 4 条～第 8 9 条)
第 1 1 章	財務及び会計……………	(第 9 0 条～第 9 9 条)
第 1 2 章	解散及び清算……………	(第 1 0 0 条～第 1 0 4 条)
第 1 3 章	雑 則……………	(第 1 0 5 条～第 1 1 1 条)
附 則		
別 表		

厚生年金基金規約

第 1 章 総 則

(目 的)

- 第 1 条 この厚生年金基金(以下「基金」という。)は、厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号。以下「法」という。)に基づき、この基金の加入員の老齢、脱退又は死亡について給付を行い、もって加入員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的とする。

(名 称)

- 第 2 条 この基金は、日立ハイコス厚生年金基金という。

(事 務 所)

- 第 3 条 この基金の事務所は、次の場所に置く。
茨城県日立市大みか町 5-2-1

(設立事業所の名称及び所在地)

- 第 4 条 この基金の設立事業所(この基金が設立された厚生年金保険の適用事業所をいう。以下同じ。)の名称及び所在地は、別表第 1 のとおりとする。

(公告の方法)

- 第 5 条 この基金において広告しなければならない事項は、この基金の事務所の掲示板に文書をもって掲示する。
- 2 厚生年金基金令(昭和 41 年政令第 324 号。以下「基金令」という。)第 3 条、第 4 条、第 41 条の 2、第 42 条、第 43 条及び第 47 条第 2 項に規定する事項は、前項の規定によるほか、官報に掲載する。

第 2 章 代議員及び代議員会

(代議員及び代議員会)

- 第 6 条 この基金に代議員会を置く。
- 2 代議員会は、代議員をもって組織する。

(定 数)

- 第 7 条 この基金の代議員の定数は、12 人とし、その半数は、設立事業所の事業主(以下「事業主」という。)において事業主(その代理人を含む。)及び設立事業所に使用される者のうちから選定し他の半数は、加入員において互選する。

(任 期)

- 第 8 条 代議員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の代議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 前項の任期は、選定又は互選の日から起算する。ただし、選定又は互選が代議員の任期満了前に行われたときは、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。

(互選代議員の選挙期日)

- 第9条 加入員において互選する代議員(以下「互選代議員」という。)の任期満了による総選挙は、互選代議員の任期が終る日の前30日以内に行う。ただし、特別の事情がある場合には、互選代議員の任期が終る日の後20日以内に行うことができる。
- 2 互選代議員に欠員を生じたときに行う補欠選挙の期日については、前項の規定を準用する。
- 3 前2項の規定による選挙の期日は、少なくとも20日前に公示しなければならない。
- 4 前項の規定による公示の方法は、第5条第1項の規定を準用する。
(以下第11条、第13条及び第16条において同じ。)

(互選代議員の選挙の方法)

- 第10条 互選代議員は、単記無記名投票により選挙する。ただし、代議員候補者の数が選挙すべき代議員の数を超えない場合は、この限りでない。
- 2 前項の投票は、加入員1人について1票とする。

(当選人)

- 第11条 選挙の結果、最多数の投票を得た者をもって順次当選人とする。ただし、互選代議員の数をもって有効投票の総数を除して得た数の6分の1以上の得票がなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、前条第1項ただし書の規定により投票を行わない場合においては、同条同項ただし書の互選代議員候補者をもって当選人とする。
- 3 理事長は、当選人が決まったときは、当選人の氏名を公示しなければならない。

(互選代議員の選挙執行規定)

- 第12条 この規定に定めるもののほか、互選代議員の選挙に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

(選定代議員の選定)

- 第13条 事業主において選定する代議員(以下「選定代議員」という。)の任期満了による選定は、互選代議員の総選挙の日に行う。
- 2 事業主は、選定代議員に欠員を生じたときは、すみやかに補欠の選定代議員を選定しなければならない。
- 3 事業主は、選定代議員を選定したときは、選定代議員の氏名を文書で理事長に通知しなければならない。
- 4 理事長は、前項の通知があったときは、直ちに通知のあった事項を公示しなければならない。

(通常代議員会)

- 第14条 通常代議員は、毎年2月及び9月に招集するのを常例とする。

(臨時代議員会)

- 第15条 理事長は、必要があるときは、いつでも臨時代議員会を招集することができる。
- 2 理事長は、代議員の定数の3分の1以上の者が会議に付議すべき事項及

び招集の理由を記載した書面を提出して代議員会の招集を請求したときは、その請求のあった日から20日以内に臨時代議員を招集しなければならない。

(代議員会の招集手続)

第16条 理事長は、代議員会を招集しようとするときは、急施を要する場合を除き、開会の日の前日から起算して5日前までに到達するように、代議員に対して、会議に付議すべき事項、日時及び場所を示した招集状を送付するほか、これらの事項を公示しなければならない。

(定 足 数)

第17条 代議員会は、代議員の定数(第19条の規定により議決権を行使することができない代議員の数を除く。)の半数以上が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

(代議員会の議事)

- 第18条 代議員会の議事は、法令及びこの規約に別段の定めがある場合を除き、出席した代議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。
- 2 規約の変更(基金令第2条各号に掲げる事項に係るものを除く。)の議事は、代議員の定数の3分の2以上の多数で決する。
- 3 代議員会においては、第16条の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。ただし、出席した代議員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

(代議員の除斥)

第19条 代議員は、特別の利害関係のある事項については、その議事に加わることができない。ただし、代議員会の同意があった場合は、会議に出席して発言することができる。

(代 理)

- 第20条 代議員会の代理出席は、選定代議員にあっては代議員会に出席する他の選定代議員によって、互選代議員にあっては代議員会に出席する他の互選代議員によって行うものとする。
- 2 前項の規定による代理人は、3人以上の代議員を代理することができない。

(代議員会の公開)

第21条 代議員会は、公開とする。ただし、代議員会の議決を経て非公開とすることができる。

(代議員会の議決事項)

- 第22条 次の各号に掲げる事項は、代議員会の議決を経なければならない。
- (1) 規約の変更
 - (2) 役員の解任
 - (3) 毎事業年度の予算及び事業計画
 - (4) 毎事業年度の決算及び業務報告
 - (5) 借 入 金
 - (6) その他重要な事項

(会 議 録)

第23条 代議員会の会議については、会議録を作成し、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 開会の日時及び場所
 - (2) 代議員の定数
 - (3) 出席した代議員の氏名及び第20条の規定により代理された代議員の氏名
 - (4) 議事の経過の要領
 - (5) 議決した事項及び可否の数
 - (6) その他必要な事項
- 2 会議録には、議長及び代議員会において定めた2人以上の代議員が署名しなければならない。
- 3 この基金は、会議録をこの基金の事務所に備えつけて置かなければならない。
- 4 加入員及び加入員であった者は、この基金に対し、会議録の閲覧を請求することができる。この場合においては、この基金は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。

(代議員会の会議規定)

第24条 この規約に定めるもののほか、代議員会の運営に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

第 3 章 役員及び職員

(役 員)

第25条 この基金は、役員として理事及び監事を置く。

(役員の定数及び選任)

第26条 理事の定数は、4人とし、その半数は選定代議員において、他の半数は互選代議員において、それぞれ互選する。

- 2 理事のうち1人を理事長とし、選定代議員である理事のうちから、理事が選挙する。
- 3 理事のうち1人を常務理事とし、理事会の同意を得て理事長が指名する。
- 4 理事のうち1人を年金たる給付及び一時金たる給付に充てるべき積立金(以下「年金給付等積立金」という。)の管理及び運用に関する基金の業務を執行する理事(以下「運用執行理事」という。)とし、理事会の同意を得て理事長が指名する。
- 5 監事は、代議員会において、選定代議員及び互選代議員のうちから、それぞれ1人を選挙する。

(役員の任期)

第27条 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項の任期は、選任の日から起算する。ただし、選任が役員の任期満了前に行われたときは、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。

- 3 役員は、その任期が満了しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行う。

(役員の解任)

第28条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合には、代議員会において3分の2以上の議決に基づき解任することができる。ただし、その役員に対し、代議員会の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。
- (3) 理事にあっては、第37条の規定に違反したとき。

(役員の選挙執行規程)

第29条 この規約に定めるもののほか、理事、監事及び理事長の選挙に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

(理事会)

第30条 この基金に理事会を置き、理事をもって構成する。

(理事会の招集)

第31条 理事長は、必要に応じ理事会を招集し、その議長となる。

- 2 理事長は、理事の定数の3分の1以上の者が会議に付議すべき事項及び招集の理由を記載した書面を理事長に提出して理事会の招集を請求したときは、その請求のあった日から20日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事長は、理事会を招集しようとするときは、急施を要する場合を除き、開会の日の前日から起算して5日前までに到達するように、理事に対して、会議に付議すべき事項、日時及び場所を示した招集状を送付しなければならない。

(理事会の付議事項)

第32条 次の各号に掲げる事項は、理事会に付議しなければならない。

- (1) 代議員会の招集及び代議員会に提出する議案
- (2) 法第118条第2項の規定による理事長の専決処分
(ただし、理事会の開催が困難な場合であって、法律改正等による一律の変更、加入員及び受給権者の権利義務に関わらない事項については、事後報告でよいものとする。)
- (3) 事業運営の具体的方針
- (4) 年金給付及び一時金たる給付に充てるべき積立金の管理及び運用に関する基本方針
- (5) 常務理事及び運用執行理事の選任及び解任
- (6) その他業務執行に関する事項で理事会において必要と認めたものの

(理事会の議事)

第33条 理事会は、理事の定数の半数以上が出席しなければ議事を開き、議決をすることができない。

- 2 理事会の議事は、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議

長が決する。

- 3 理事会に出席することのできない理事は、第31条第3項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、賛否の意見を明らかにした書面をもって、議決権を行使することができる。

(理事会の会議録)

- 第34条 理事会の会議録については、第23条第1項及び第2項の規定を準用する。

(役員の職務)

- 第35条 理事長は、この基金を代表し、その業務を総理するとともに、理事会において決定する事項以外の事項について決定を行う。理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、選定代議員である理事のうちから、あらかじめ理事長が指定する者がその職務を代理し、又はその職務を行う。
- 2 理事長は、別に定めるところにより、前項に規定する業務の一部を常務理事に委任することができる。
- 3 常務理事は、理事長を補佐し、業務を処理するほか、前項により理事長から委任を受けた業務を行う。
- 4 運用執行理事は、理事長を補佐し、年金給付等積立金の管理及び運用に関する基金の業務を執行する。
- 5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は代議員会に意見を提出することができる。
- 6 監事は、この基金の業務を監査するほか、法第120条の4の規定により理事長が代表権を有しない事項について、監事がこの基金を代表する。
- 7 監事が行う監査に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

(理事の義務及び損害賠償責任)

- 第36条 理事は、年金給付等積立金の管理及び運用に関する基金の業務について、法令に基づいてする厚生労働大臣の処分、規約及び代議員会の議決を遵守し、基金のため忠実にその職務を遂行しなければならない。
- 2 理事は、年金給付等積立金の管理及び運用に関する基金の業務についてその任務を怠ったときは、基金に対し連帯して損傷賠償の責めに任ずる。

(理事の禁止行為)

- 第37条 理事は、自己又はこの基金以外の第三者の利益を図る目的をもって、年金給付等積立金の管理及び運用の適正を害するものとして厚生年金基金規則昭和41年厚生省令第34号。(以下「基金規則」という。)第64条の2に規定する行為をしてはならない。

(職員)

- 第38条 この基金の職員は、理事長が任免する。
- 2 前項に定めるもののほか、職員に関する給与、旅費、その他必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第4章 加入員

(加入員)

第39条 加入員は、設立事業所に使用される厚生年金保険の被保険者(法第126条、第127条又は法附則第4条の4第2項の規定により、この基金の加入員とならなかった被保険者を除く。)とする。

(加算適用加入員)

第40条 加入員のうち、株式会社日立ハイコス(以下「会社」という。)の社員就業規則(平成16年4月1日現在において効力を有する社員就業規則をいう。以下「社員就業規則」という。)第2条に定める社員(定年(社員就業規則第61条に規定する定年をいう。以下同じ。))を超えている者、嘱託、パート及び臨時社員を除く。以下「社員」という。)である加入員を加算適用加入員とする。

(資格取得の時期)

第41条 加入員は、次の各号のいずれかに該当するに至った日に、加入員の資格を取得する。

- (1) 設立事業所に使用されるに至ったとき。
- (2) その使用される事業所が、設立事業所となったとき。
- (3) 設立事業所に使用される者が、法第12条の規定に該当しなくなったとき。
- (4) 設立事業所に使用される者が、法附則第4条の4第3項の規定に該当するに至ったとき。

(資格喪失の時期)

第42条 加入員は、次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日(その事実があった日に更に前条各号のいずれかに該当するに至ったとき、第5号に該当するに至ったとき、又は第8号の事実があった日に更に前条第4号に該当するに至ったときは、その日)に、加入員の資格を喪失する。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 設立事業所に使用されなくなったとき。
- (3) その使用される事業所が、設立事業所でなくなったとき。
- (4) 法第12条の規定に該当するに至ったとき。
- (5) 70歳に達したとき。
- (6) 法附則第4条の3第1項に規定する政令で定める給付の受給権を取得したとき。
- (7) 法附則第4条の3第4項に規定する申し出が受理されたとき。
- (8) 法附則第4条の3第7項ただし書に規定する事業主の同意が撤回されたとき。

(資格得喪に関する特例)

第43条 加入員の資格を取得した月にその資格を喪失した者は、その資格を取得した日にさかのぼって、加入員でなかったものとみなす。

(加入員期間)

第44条 加入員期間を計算する場合には、月によるものとし、加入員の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。

2 加入員の資格を喪失した後、更にその資格を取得した者については、前

後の加入員期間を合算する。

(加算適用期間)

- 第45条 この基金が支給する給付の額の算定にあつては、加入員期間のほか、加入員期間のうち加算適用加入員であつた期間(以下「加算適用期間」という。)を、その計算の基礎として用いるものとする。
- 2 加算適用加入員は、加算適用加入員となつた日にその資格を取得し、加算適用加入員でなくなつた日(会社の社員としての退職発令日又は役員に就任した日の前日のうちいずれか早い日)の翌日にその資格を喪失する。
- 3 第1項の加算適用期間の計算は月によるものとし、加算適用加入員の資格を取得した日の属する月から、その資格を喪失した日の属する月の前月まで(ただし、社員就業規則第38条に規定する勤務期間に算入しない休職期間(以下「休職期間」という。))を除く。)を算入する。
- 4 加算適用加入員の資格を喪失した後、再びその資格を取得した者については、前後の加算適用期間を合算しない。
- 5 株式会社日立製作所及び日立グループ関連会社から転入により会社の社員となり、この基金の加入員の資格を取得した者については、その者が株式会社日立製作所の所員及び日立グループ関連会社の社員であつた期間を受給資格判定上、加算適用加入員であつたものとする。

第5章 標準給与、加算クレジット及び加算給与

(標準給与の基礎となる給与の範囲)

- 第46条 標準給与の基礎となる給与の範囲は、次の各号に掲げる標準給与の区分に応じ、当該各号に定める範囲とし、法第129条第2項に規定する事業所で受ける給与の範囲についても同様とする。
- (1) 報酬標準給与 法第3条第1項第3号に規定する報酬の範囲
- (2) 賞与標準給与 法第3条第1項第4号に規定する賞与の範囲

(標準給与)

- 第47条 標準給与は、加入員の給与の額に基づき、法第20条に規定する標準報酬月額及び法第24条の3に規定する標準賞与額の例によって定める。
- 2 給与の額の算定方法並びに標準給与の決定及び改定の方法については、法第21条から第25条までの規定の例による。

(加算クレジット)

- 第48条 基金の給付の額の算定の基礎となる加算クレジットは、次の各号に掲げる額とする。

(1) 第1加算初任クレジット

初任年金ポイント(平成16年4月1日現在において効力を有する会社の社員年金算定基礎等取扱規則(以下「年金算定基礎等取扱規則」という。))第4条に規定する初任年金ポイントをいう。以下同じ。)に第1加算年金拠出率を乗じて得た数(小数点以下第2位を四捨五入)に年金ポイント単価を乗じて得た額

(2) 第2加算初任クレジット

初任年金ポイントに第2加算年金拠出率を乗じて得た数（小数点以下第2位を四捨五入）に年金ポイント単価を乗じて得た額

(3) 第1加算拠出クレジット

年金ポイント（年金算定基礎等取扱規則第3条に規定する年金ポイントをいう。以下同じ。）に第1加算年金拠出率を乗じて得た数（小数点以下第2位を四捨五入）に年金ポイント単価を乗じて得た額

(4) 第2加算拠出クレジット

年金ポイントに第2加算年金拠出率を乗じて得た数（小数点以下第2位を四捨五入）に年金ポイント単価を乗じて得た額

- 2 前項の第1加算年金拠出率及び第2加算年金拠出率は別表第6に定める率とし、年金ポイント単価は1,000円とする。

(加算給与)

第48条の2 基金の掛金の算定の基礎となる加算給与は、次の各号に定める額とする。

(1) 第1加算給与

第1加算拠出クレジット（初任クレジット付与日以後最初に到来する6月1日又は12月1日を迎えていない者については、初任クレジット付与日現在の加入員の職群等級等に応じた、年金算定基礎等取扱規則第3条に規定する年金ポイントの標準ポイント（以下、「標準年金ポイント」という。）に第1加算年金拠出率を乗じて得た数（小数点以下第2位を四捨五入）に年金ポイント単価を乗じて得た額）

(2) 第2加算給与

第2加算拠出クレジット（初任クレジット付与日以後最初に到来する6月1日又は12月1日を迎えていない者については、標準年金ポイントに第2加算年金拠出率を乗じて得た数（小数点以下第2位を四捨五入）に年金ポイント単価を乗じて得た額）

- 2 前項の第1加算年金拠出率及び第2加算年金拠出率は別表第6に定める率とし、年金ポイント単価は1,000円とする。

(第1仮想個人口座残高)

第48条の3 次の各号の規定に基づき付与される、第1加算初任クレジット、第1加算拠出クレジット及び第1利息クレジットの合計額を第1仮想個人口座残高とする。

- (1) 第1加算初任クレジットは、加算適用加入員の資格を取得した日（以下「初任クレジット付与日」という。）に付与する。

- (2) 第1加算拠出クレジットは、加算適用加入員の資格を取得した日の属する月の翌月以降加算適用加入員の資格を喪失した日の前日の属する月までの間に到来する各6月1日及び12月1日（以下「拠出クレジット付与日」という。）に付与する。

- (3) 第1利息クレジットは、次に規定する日（以下「第1利息クレジット付与日」という。）に付与する。

- ア 加算適用加入員の資格を取得した日の属する月の翌月以降、加算適用加入員の資格を喪失した日の前日の属する月までの各拠出クレジット付与日
- イ 加入員の資格を喪失した日
- ウ 加算適用加入員の資格を喪失した日の前日の属する月の翌月から退職年金の支給開始日の属する月の前月までの間に到来する各4月1日
- エ 退職年金の支給開始日の属する月の前月末日
- オ 第57条の2の規定に基づき、退職年金のうち第1加算年金額相当分の支給の繰下げを申し出た場合においては、加算適用加入員の資格を喪失した日の翌日以降、支給の繰下げが終了した日までの間に到来する各4月1日
- カ 支給の繰下げが終了した日。死亡により支給の繰下げが終了する場合にあっては死亡日

- 2 第1利息クレジットは、直近の第1利息クレジット付与日（初回の第1利息クレジット付与日においては「初任クレジット付与日」に読み替えるものとする。以下同じ。）の属する月から第1利息クレジット付与日の属する月の前月までの各月について次の算式により算出される金額の累計とし、算出した毎月の第1利息クレジットの金額に1円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した額とする。

$$A1 \times [\{ (B1 + 1)^{(1/12)} - 1 \} \times 12] \times 1 / 12$$

A1：毎月1日における第1仮想個人口座残高

B1：毎月1日における再評価率

- 3 第1項第3号イ、エ、又はカに規定する第1利息クレジット付与日の第1仮想個人口座残高に退職事由及び加算適用期間に応じて別表第3に定める率を乗じて得た額(以下「最終第1仮想個人口座残高」という)をもって第1仮想個人口座残高を確定する。

(第2仮想個人口座残高)

第48条の4 次の各号の規定に基づき付与される、第2加算初任クレジット、第2加算拠出クレジット及び第2利息クレジットの合計額を第2仮想個人口座残高とする。

- (1) 第2加算初任クレジットは、加算適用加入員の資格を取得した日に付与する。
- (2) 第2加算拠出クレジットは、加算適用加入員の資格を取得した日の属する月の翌月以降加算適用加入員の資格を喪失した日の前日の属する月までの間に到来する拠出クレジット付与日に付与する。
- (3) 第2利息クレジットは、次の規定する日（以下「第2利息クレジット付与日」という。）に付与する。
 - ア 加算適用加入員の資格を取得した日の属する月の翌月以降、加算適用加入員の資格を喪失した日の前日の属する月までの各拠出クレジット付与日

- イ 加入員の資格を喪失した日
- ウ 加算適用加入員の資格を喪失した日の前日の属する月の翌月から退職年金の支給開始日の属する月の前月までの間に到来する各4月1日
- エ 退職年金の支給開始日の属する月の前月末日
- オ 第57条の2の規定に基づき、退職年金のうち第2加算年金額相当分の支給の繰下げを申し出た場合においては、加算適用加入員の資格を喪失した日の翌日以降、支給の繰下げが終了した日までの間に到来する各4月1日
- カ 支給の繰下げが終了した日。死亡により支給の繰下げが終了する場合にあっては死亡日

2 第2利息クレジットは、直近の第2利息クレジット付与日（初回の第2利息クレジット付与日においては「初任クレジット付与日」に読み替えるものとする。以下同じ。）の属する月から第2利息クレジット付与日の属する月の前月までの各月について次の算式により算出される金額の累計とし、算出した毎月の第2利息クレジットの金額に1円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した額とする。

$$a1 \times [\{ (b1 + 1)^{(1/12)} - 1 \} \times 12] \times 1/12$$

a1：毎月1日における第2仮想個人口座残高

b1：毎月1日における再評価率

3 第1項第3号イ、エ、又はカに規定する第2利息クレジット付与日の第2仮想個人口座残高に退職事由及び加算適用期間に応じて別表第3に定める率を乗じて得た額(以下「最終第2仮想個人口座残高」という)をもって第2仮想個人口座残高を確定する。

(再評価率)

第48条の5 第48条の3第2項及び第48条の4第2項の再評価率は、事業年度ごとに、その年度の初日の属する年の前1年間に発行された10年国債の応募者利回りの平均値（小数点以下第2位を四捨五入）とする。

2 前項の規定にかかわらず、再評価率が4.5%を上回る場合にあっては4.5%とし、1.5%又は確定給付企業年金法施行規則第43条2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める率（以下「下限予定利率」という。）のいずれか高い率（以下「最低保証利率」という。）を下回る場合にあっては最低保証利率とする。

第6章 給付

第1節 通則

(給付の種類)

第49条 この基金が支給する給付は、次のとおりとする。

- (1) 退職年金
- (2) 脱退一時金

(3) 遺族一時金

(裁 定)

第50条 給付を受ける権利は、その権利を有する者(以下「受給権者」という。)の請求に基づいて、この基金が裁定する。

(基本退職年金額及び標準加算退職年金額)

第51条 基準退職年金額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

- (1) 加入員であった全期間の平均標準給与の額(加入員期間の計算の基礎となる各月の報酬標準給与の月数と賞与標準給与の額の総額を加入員期間の月数で除して得た額をいう。以下同じ)の1,000分の5.558(別表第2の左欄に掲げる者については、同表の中欄のように読み替えるものとする。)に相当する額に加入員期間の月数を乗じて得た額
 - (2) 加入員であった期間のうち法附則第30条第1項の認可の日以降の加入員であった平均標準給与の額の1,000分の5.481(別表第2の左欄に掲げる者については、同表の右欄のように読み替えるものとする。)に相当する額に法附則第30条第1項の認可の日以降の加入員であった期間の月数を乗じて得た額
- 2 法附則第7条の3又は法附則第13条の4の規定により老齢厚生年金の支給繰上げの請求をした者(当該支給繰上げの請求をした日(以下この項において「請求日」という。)の属する月前における加入員であった期間が1月以上である者に限る。)の基本退職年金額は、前項の規定にかかわらず、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。
- (1) 前項の規定により計算された額
 - (2) 請求日の属する月前における加入員であった期間その計算の基礎とするものとし、前項の規定により計算された額に減額率(1,000分の5に請求日の属する月から65歳(法附則第8条の2各項の表の上欄に掲げる者については、同表の下欄に掲げる年齢に読み替えるものとする。)に達する日の属する月の前月までの月数を乗じて得た率をいう。)を乗じて得た額。
- 3 標準加算退職年金額は次の各号の額を合計した額とする。
- (1) 第1標準加算年金額
事業年度ごとに計算するものとし、最終第1仮想個人口座残高を当該事業年度の最低保証利率に応じ別表第4に定める20年確定年金現価率で除して得た額とする。
 - (2) 第2標準加算年金額
事業年度ごとに計算するものとし、最終第2仮想個人口座残高を当該事業年度の最低保証利率に応じ別表第4に定める5年確定年金現価率で除して得た額とする。

(端数処理)

第52条 給付を受ける権利を裁定する場合又は給付の額を改定する場合において、給付の額に100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上

げるものとする。ただし、基本退職年金額、第1加算年金額、第2加算年金額及び一時金給付の額のそれぞれについて、100円に切り上げるものとする。

- 2 給付の額を計算する過程において、1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。ただし、前条において、法附則第30条第1項の認可の日以降の加入員であった期間の平均標準給与の額の1,000分の5.481（別表第2の左欄に掲げる者については、同表の右欄のように読み替えるものとする。）に相当する額に法附則第30条第1項の認可の日以降の加入員であった期間の月数を乗じて得た額に50銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとし、50銭以上1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(支給期間及び支払期月)

第53条 年金の支給は、年金を支給すべき事由が生じた月の翌月から始め、権利が消滅した月が終るものとする。

- 2 年金はその支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた月の翌月からその事由が消滅した月までの間は、支給しない。ただし、第60条第3項及び第4項又は第66条第3項及び第4項の規定によりその全部又は一部の支給を停止する場合においては、同項の規定に該当するに至った月から該当しなくなった月の前月までの間は、当該年金額の全部又は一部を支給しない。

- 3 年金は、次の表に掲げる区分に従い、同表に定める支払期月に、それぞれその前月分までを支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであった年金又は権利が消滅した場合若しくは年金の支給を停止した場合におけるその期の年金は、支払期月でない月であっても、支払うものとする。

金 額	9万円以上	6万円以上 9万円未満	3万円以上 6万円未満	3万円未満
支払期月	2月、4月、 6月、8月、 10月、12月	2月、6月、 10月	6月、12月	6月

(生存に関する届書の提出)

第53条の2 退職年金の受給権者は、生存に関する届書を給付規程の定める日までに基金に提出しなければならない。ただし、年金給付の全額につき支給を停止されているときは、この限りでない。

(未支給の給付)

第54条 受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき給付でまだその者に支給しなかったものがあるときは、その者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、その未支給の給付の支給を請求することができる。

- 2 前項の場合において、死亡した受給権者が死亡前にその給付を請求していなかったときは、同項に規定する者は、自己の名で、その給付を請求す

ることができる。

- 3 未支給の給付を受けるべき者の順位は、第1項に規定する順序による。
- 4 未支給の給付を受けるべき同順位者が2人以上あるときは、その1人のした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その1人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。

(受給権の保護)

第55条 給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。ただし、退職年金又は脱退一時金を受ける権利については、国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押える場合は、この限りではない。

第2節 退職年金

(退職年金の受給権者)

第56条 退職年金は、加入員又は加入員であった者が、次の各号のいずれかに該当する場合に、その者に支給する。

- (1) 加入員期間15年以上である者が、50歳に達する前に脱退（死亡による脱退を除く。以下同じ。）により加入員の資格を喪失し、その後加入員となることなくして60歳に達したとき、又は50歳以上で加入員の資格を喪失したとき。
- (2) 加入員期間15年未満である者が、60歳に達した日以後において脱退により加入員の資格を喪失したとき、又は脱退により加入員の資格を喪失した後に加入員となることなくして60歳に達したとき。
- (3) 加入員又は加入員であった者が老齢厚生年金の受給権を取得したとき。
- (4) 加入員又は加入員であった者が法附則第8条（法附則第8条の2の規定により読み替えられた場合を含む。）の規定による老齢厚生年金又は法附則第28条の3の規定による特例老齢年金（以下「特例支給の老齢厚生年金等」という。）の受給権を取得したとき。ただし、加入員がその資格を取得した月に当該特例支給の老齢厚生年金等の受給権を取得したときを除く。
- (5) 老齢厚生年金、特例支給の老齢厚生年金等の受給権者で当該老齢厚生年金、特別支給の老齢厚生年金等又は繰上げ支給の老齢厚生年金等の受給権を取得した月以後の月に加入員の資格を取得した者であって、その年金の額が、法第43条第3項、法附則第7条の3第5項又は法附則第13条の4第5項若しくは第6項の規定により改定されたとき。ただし、加入員の資格を取得した月又はその翌月から改定されたときを除く。

(退職年金額)

第57条 退職年金の額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 加算適用期間が15年以上の加入員が50歳以上で資格を喪失

したとき

基本退職年金額と加算退職年金額とを合算した額

- (2) 加算適用期間が15年以上の者が60歳に達したとき

基本退職年金額と加算退職年金額とを合算した額

- (3) 加算適用期間が15年未満の者が60歳に達した日以後において脱退により加入員の資格を喪失したとき

基本退職年金額と加算退職年金額とを合算した額

- (4) 第1号、第2号及び第3号以外の者

基本退職年金額

- 2 加算退職年金額は次の第1号に定める第1加算年金額と第2号に定める第2加算年金額の合計額とする。なお、第2加算年金額については、受給者が選択した支給期間を経過した以降は、支給しない。

- (1) 第1加算年金額は、第1標準加算年金額を支給開始時の年齢に応じ別表第5に定める調整係数で除して得た額とする。(1円未満の端数が生じた場合は、これを1円に切り上げる。)

- (2) 第2加算年金額は、裁定請求時に加入員であったものの選択により、支給期間を5年又は10年とすることができ、その選択に応じて次に定める額とする。

ア 支給期間5年の場合

第2標準加算年金額(1円未満の端数が生じた場合は、これを1円に切り上げる。)

イ 支給期間10年の場合

第2標準加算年金額に当該事業年度の最低保証利率に応じ別表第4に定める5年確定年金現価率を乗じ、当該事業年度の最低保証利率に応じ別表第4に定める10年確定年金現価率で除した額(1円未満の端数が生じた場合は、これを1円に切り上げる。)

- 3 前項の規定にかかわらず、法第160条の2第3項の規定により加算された額の年金給付の支給に関する義務を承継した者が、厚生年金基金連合会(以下「連合会」という。)の規約の定める支給開始年齢に達した月以後に退職年金の受給権を取得したときは、当該者の退職年金の額は、前項の額に当該加算額(以下「基本加算年金額」という。)を加算した額とする。

- 4 第1項の退職年金の額については、受給権者がその権利を取得した月以後における加入員であった期間は、その計算の基礎としない。

(支給の繰下げ)

第57条の2 加算適用期間15年以上の者が退職年金の受給権を取得したときは、第1加算年金額相当部分、第2加算年金額相当部分のそれぞれについて、支給の繰下げを申し出ることができる。この場合、その者が65歳に達するまでの間に支給の繰下げを終了しなければならない。

- 2 前項の規定により繰下げを申し出たときは、第56条の規定にかかわらず、支給の繰下げが終了する日の属する月の翌月から当該退職年金を支給する。

- 3 支給の繰り下げをした者の加算退職年金額は、前条第2項及び第3項に定める額とする。

(退職年金額の改定)

第58条 受給権者である加入員が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、前項第3項の規定にかかわらず、当該各号のいずれかに該当するに至った日の属する月前における加入員であった期間を基本退職年金額の計算の基礎とし、第1号又は第4号に該当する場合にあっては、該当するに至った日に属する月から、第2号又は第3号に該当する場合にあっては、該当するに至った日の属する月の翌月から、その額を改定する。

- (1) 脱退により加入員の資格を喪失し、かつ、加入員となることなくして加入員の資格を喪失した日から起算して1月を経過したとき。
- (5) 特例支給の老齢厚生年金等の受給権を取得したとき。
- (6) 老齢厚生年金の受給権を取得したとき。
- (7) 法附則第13条の4の規定による受給権者が65歳に達したとき。

- 2 法第160条の2第3項の規定により加算された額の年金給付の支給に関する義務を承継した者であって、連合会の規約の定める支給開始年齢に達する前に退職年金の受給権を取得しているものが当該年齢に達したときは、前条第1項の額に基本加算年金額を加算するものとし、当該年齢に達した月の翌月から、当該者の退職年金の額を加算された額に改定する。

- 3 退職年金の受給権者のうち繰上支給の老齢厚生年金等の受給権を有する者が65歳(法附則第13条の4の規定による受給権者にあっては法附則第8条の2各項に規定する年齢)に達するまでの間は、前項の規定にかかわらず、基本退職年金額の改定は行わないものとし、当該年齢に達した日の属する月の翌月から、次の各号に定める額を合算した額に改定する。

- (1) 改定前の基本退職年金額
- (2) 第51条第1項の規定に基づき、同項中「加入員であった全期間」及び「加入員期間」を「改定前の年金額の計算の基礎とした加入員期間を除く加入員期間」に読み替えて計算された額

- 4 第1加算年金額及び第2加算年金額は、指標利率が最低保証利率を上回った事業年度については、その年の4月から改定するものとし、第1加算年金額及び第2加算年金額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 第1加算年金額
当該事業年度の指標利率に応じ別表第4に定める20年確定年金現価率で最終第1仮想個人口座残高を除いて得た額を支給開始時の年齢に応じ別表第4に定める率で除して得た額を計算し、その額が前項第1号より計算された額を上回る場合は、当該上回る額を前項第1号により計算された額に加算した額
- (2) 第2加算年金額
当該事業年度の指標利率に応じ別表第4に定める第2加算年金の支給期間ごとの確定年金現価率で最終第2仮想個人口座残高

を除して得た額を計算し、その額が前項第2号により計算された額を上回る場合は、当該上回る額を前項第2号により計算された額に加算した額

- 5 前項の指標利率は、事業年度ごとに、その年度の初日の属する年の前1年間に発行された10年国債の応募者利回りの平均値（小数点以下第2位を四捨五入）とする。
- 6 前項の規定にかかわらず、指標利率が5.0%を上回る場合にあっては5.0%とし、1.5%又は下限予定利率を下回る場合にあっては最低保証利率とする。（退職年金受給権の失権）

第59条 退職年金を受ける権利は受給権者が死亡したときは消滅する。
(退職年金の支給停止)

第60条 退職年金は、受給権者が次の各号のいずれかに該当するまでの間は、その額のうち基本退職年金額に相当する部分の支給を停止する。

- (1) 65歳に達したとき。
 - (2) 特別支給の老齢厚生年金等の受給権を取得したとき。
 - (3) 法附則7条の3又は法附則第13条の4の規定による老齢厚生年金の繰上げの請求をしたとき。
- 2 加入員である退職年金の受給権者のうち、特別支給の老齢厚生年金等の受給権を有する者については、その者が65歳未満である間は、それぞれ法附則第13条第4項の各号(第4号及び第5号を除く。)又は法附則第13条の7第5項の各号(第3号を除く。)に掲げる場合に依り、基本退職年金額に相当する額のうち、基本退職年金額に相当する額に第1号に定める額を第2号に定める額で除して得た率を乗じた額を超える額について、その支給を停止する。
- (1) 当該各号に定める額
 - (2) 加入員であった期間に係る法第132条第2項(法附則第7条の6第1項の規定により読み替えられた場合を含む。)に規定する額(以下「代行部分の額」という。)
- 3 加入員である退職年金の受給権者のうち、老齢厚生年金の受給権を有する者が法第133条の2第3項(同条第5項の規定により読み替えられた場合を含む。以下本項において同じ。)各号のいずれかに該当する場合又は法附則第7条の3に定める繰上げ支給の老齢厚生年金等の受給権を有する者が法附則第7条の6第2項の規定により法第133条の2第3項各号のいずれかに該当する場合については、その者が70歳未満である間は、基本退職年金額に相当する額のうち、基本退職年金額に第1号に定める額を第2号に定める額で除した率を乗じて得た額を超える部分について、その支給を停止する。
- (1) 代行部分の額から法第133条の2第3項に定める支給停止額を控除して得た額
 - (2) 代行部分の額
- 4 第3項第1号に規定する当該各号に定める額及び第3項により計算された額並びに前項に規定する代行部分の額から法第133条の2第3項に

定める支給停止額を控除して得た額及び前項により計算された額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

第3節 削除

第61条	削除
第62条	削除
第63条	削除
第64条	削除
第65条	削除
第66条	削除

第4節 脱退一時金

(脱退一時金の受給権者)

第67条 脱退一時金は、加算適用者15年未満である者が、60歳未満で加入員の資格を喪失したとき（死亡による資格喪失を除く。）、その者に支給する。

(脱退一時金の額)

第68条 脱退一時金の額は、最終第1仮想個人口座残高と最終第2仮想個人口座残高を合算した額とする。

(支給の効果)

第69条 脱退一時金の支給を受けた者は、当該給付の計算の給付の計算の基礎となった加算適用期間は、加算適用加入員でなかったものとみなす。

第5節 遺族一時金

(遺族一時金の受給権者)

第70条 遺族一時金（次項に規定する部分を除く。）は、加算適用加入員が死亡により加入員の資格を喪失したときは又は加算適用加入員であった者が死亡したとき、その者の遺族に支給する。ただし、退職年金の加算退職年金額に相当する部分に相当する部分の支給を20年以上受けた者が死亡したときは、この限りではない。

2 法第161条の規定により、支給に関する義務を承継した法第160条の2第3項に規定する死亡一時金としての部分は、加入員又は加入員であった者が、連合会の規約の定める基本加算年金額に係る保証期間を経過する前に死亡したときは、その者の遺族に支給する。

(遺 族)

第71条 貴族一時金を受けることができる遺族は、次の各号に定める者とする。

(1) 死亡した加入員又は加入員であった者の配偶者（婚姻の届出を

していないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。
以下同じ。)子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その
死亡の当時その者と生計を同じくしていた者

- (2) 死亡した加入員又は加入員であつた者の配偶者、子、父母、孫、
祖父母又は兄弟姉妹であつて前号に該当しない者

2 遺族一時金を受けることができる遺族の順位は、前項に規定する順序に
よる。

3 遺族一時金を受けることができる同順位者が2人以上あるときは、その
1人のした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その1
人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。

(遺族一時金の額)

第72条 遺族一時金の額は、第1号から第4号までに掲げる区分に応じ、それぞ
れ当該各号に掲げる額と第5号に掲げる額とを合算した額とする。

- (1) 加算適用加入員が死亡したとき。

死亡時の最終第1仮想個人勘定残高と最終第2仮想個人勘定残
高の合計額

- (2) 加算適用期間15年以上である者が50歳未満で加入員の資格
を喪失し、50歳に達するまでの間に死亡したとき。

死亡時の最終第1仮想個人勘定残高と最終第2仮想個人勘定残
高の合計額

- (3) 退職年金(加算退職年金額に相当する部分)の受給権者である
加算適用加入員であつた者が、退職年金の加算退職年金額に相
当する部分の支給を受ける前に死亡したとき。

死亡時の最終第1仮想個人勘定残高と最終第2仮想個人勘
定残高の合計額

- (4) 退職年金の加算退職年金額に相当する部分の支給を受けている
者が死亡したとき。

ア 第1加算年金に相当する部分については、死亡時の第1標準
加算年金額に死亡時の最低保証利率及び残存保証期間(20
年から第1加算年金額に相当する部分の支給を受けた期間を
控除した期間をいう。)に応じて別表第7に定める率を乗じ
て得た額

イ 第2加算年金に相当する部分については、死亡時の第2標準
加算年金額に死亡時の最低保証利率及び残存保証期間(第5
7条第2項第2号の支給期間から第2加算年金額に相当する
部分の支給を受けた期間を控除した期間をいう。)に応じて
別表第7に定める率を乗じて得た額

- (5) 第70条第2項に該当する場合連合会の規約の定めるところに
より計算した死亡一時金の額

第 7 章 中途脱退者

(中途脱退者)

第73条 中途脱退者とは、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者をいう。

- (1) 加入員の資格を喪失した者(加入員の資格を喪失した日において、この基金が支給する年金給付の受給権を有する者を除く。)であつて、その者の加入員であつた期間が15年以上に満たない者
- (2) 脱退一時金の受給権を有する者であつて、当該脱退一時金相当額の支給義務を連合会へ移転することを申し出た者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に定める者は中途脱退者としな

- (1) 退職年金の支給に関する義務を連合会に移転する前に再びこの基金の加入員となった者又は死亡した者
- (2) 設立事業所以外の事業所に出向(会社の社員就業規則第38条に規定する出向をいう。以下「出向」という。)したため、この基金の加入員の資格を喪失した者であつて、再びこの基金の加入員となることが明らかである者

(支給義務の移転)

第74条 この基金は、中途脱退者の加入員であつた期間に係る基本退職年金額のうち上乗せ年金の額(加入員であつた全期間の平均標準給与の額の1,000分の0.077(別表第2の左欄に掲げる者については、同表の中欄に定める率から右欄に定める率を控除した率に読み替えるものとする。)に相当する額に加入員期間の月数を乗じて得た額をいう。以下同じ。)の支給に関する義務を、連合会に移転する。

- 2 前項の規定により支給に関する義務を連合会に移転する場合には、当該中途脱退者の基本退職年金額のうち上乗せ年金の額の現価相当額を交付する。
- 3 前2項により給付の支給に関する義務を連合会に移転した者に支給する基本退職年金額は、第51条の規定にかかわらず、同条の規定により計算された額から上乗せ年金の額を控除した額とする。

(中途脱退者に係る脱退一時金相当額の交付)

第75条 この基金は、第74条の支給義務の移転に併せて中途脱退者に係る脱退一時金相当額の全部又は一部を連合会へ交付する。

- 2 前項の交付は、当該中途脱退者に脱退一時金の取扱いに関し通知した上で行うものとする。
- 3 第1項の脱退一時金相当額の全部又は一部を連合会に交付したときは、その額の計算の基礎となった当該中途脱退者の加算適用加入員であつた期間は、加算適用加入員でなかったものとみなす。

(中途脱退者に対する年金給付)

第76条 第74条の規定により上乗せ年金の支給義務を連合会に移転した中途脱退者に対する連合会の年金給付については、その者が加入員の資格を喪失したときにおける連合会の規約によるものとする。

(中途脱退者に係る年金給付に関する支払期月の特例)

第77条 中途脱退者の連合会の年金給付に関する支払期月は、第53条第3項の規定にかかわらず、連合会の規約の定めるところによる。

(支給義務の承継)

第78条 この基金は、中途脱退者が再びこの基金の加入員となったときは、連合会からその者に係る上乘せ年金の額の支給に関する義務(法第160条の2第3項の規定により連合会が年金給付の額を加算し又は一時金たる給付を支給するものとされている場合にあっては、当該加算額に係る年金給付及び当該一時金たる給付の支給に関する義務を含む。)を承継する。

2 この基金は、前項の規定により年金及び一時金の支給に関する義務を連合会から承継した場合には、当該中途退職者に係る年金給付及び一時金たる給付の現価相当額の交付を請求するものとする。

(現価相当額の計算)

第79条 第74条第2項及び前条第2項に規定する現価相当額については、基金令第52条の定めるところにより計算するものとする。

第 8 章 福 祉 施 設

(福祉施設)

第80条 この基金は、加入員及び加入員であった者の福祉を増進するため、必要な施設をすることができる。

第 9 章 年金給付等積立金の管理及び運用に関する 契約並びに業務の委託

(年金給付等積立金の管理及び運用に関する契約の締結)

第81条 この基金は、法第130条の2第1項及び法第136条の3第1項の規定に基づき、年金給付等積立金の管理及び運用に関し信託会社と自己を受益者とする年金信託契約を、生命保険会社と自己を保険金受取人とする年金保険契約を、投資顧問業者と投資一任契約をそれぞれ締結するものとする。

2 この基金は、第1項の規定により投資一任契約を締結する場合においては、法第130条の2及び法第136条の3第2項の規定に基づき、信託会社と自己を受益者とする年金特定信託契約を締結する。

3 第1項の規定に寄り締結する信託契約について、年金給付及び一時金たる給付に要する費用に関して締結する内容は、基金例第30条第1項に規定するもののほか、次の各号に該当するものでなければならない。

(1) 基金に支払うべき支払金は、次に掲げる場合に支払われるものとする。

ア 加入員若しくは加入員であった者又はこれらの者の遺族が、この基金の規約に定める給付を受けることができるとき。

イ この基金が、連合会に対して法第160条第3項及び法第160条の2第2項の規定に基づき中途脱退者に係る年金給付及び一時金たる給付の現価相当額又は脱退一時金相当額の交付を行うとき。

ウ 基金規則第44条の2の規定により、業務経理への繰入金を受けることができるとき。

(2) 信託金と支払金とは相殺しないものであること。

4 第1項の規定により締結する保険契約について、年金給付及び一時金たる給付に要する費用に関して締結する内容は、基金例第30条第2項に規定するもののほか、次の各号に該当するものでなければならない。

(1) 基金に支払うべき保険金は、次に掲げる場合に支払われるものとする。

ア 加入員若しくは加入員であった者又はこれらの者の遺族が、この基金の規約に定める給付を受けることができるとき。

イ この基金が、連合会に対して法第160条第3項及び法第160条の2第2項の規定に基づき中途脱退者にかかる年金給付及び一時金たる給付の現価相当額又は脱退一時金相当額の交付を行うとき。

(2) 配当金の支払は、基金規則第44条の2の規定により業務経理への繰入金を受けることができる場合に行われるものであること。

(3) 保険期間の始期は、保険契約の成立した日とするものであること。

(4) 保険料と保険金とは相殺しないものであること。

5 第2項の年金特定信託契約の内容は、基金令第31条に規定するもののほか、第3項の規定を準用する。

(運用の管理規程)

第81条の2 前条第1項及び第2項に契約に係る次の事項は、運用管理規程において定めるものとする

(1) 運用受託機関又は資産管理機関の名称

(2) 信託金又は保険料の払込割合

(3) 基金に支払うべき支払金又は保険金の負担割合

(4) 資産の額の変更

2 運用管理規程は、代議員会の議決を経て決定する。また、定めた事項を変更する場合においても同様とする

3 第1項第2号及び第3号に規定する事項の変更並びに第1項第4号に規程する事項については、前項に規定にかかわらず、理事会の議決を経て決定する。

4 第1項第2号及び第3号に規定する事項の変更並びに第1項第4号に規定する事項であって、年金給付等の積立金の安全かつ効率的な運用のために必要なものとして、運用管理規程で定めるものについては、前2項の規定にかかわらず、運用管理規程の定めるところにより、理事長の専決をもって決定することができる。

5 理事長は、前2項の規定による処置については、次の代議員会においてこれを報告し、その承認を得なければならない。

(運用管理)

第81条の3 この基金は、自らの判断の下にこの基金にとって最適と認められる資産構成割合を定めるよう努めなければならない。

(年金給付等積立金の積立て)

第82条 この基金は、法第136条の2に定めるところにより、年金給付等積立金を積立てなければならない。

(業務の委託)

第83条 この基金は、みずほ信託銀行株式会社に、次の各号に掲げる事務を委託する。

- (1) 年金数理に関する事務
- (2) 給付金の支払に関する事務
- (3) 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「改正法」という。)附則第84条第3項から第5項までの規定による厚生年金保険の管掌者たる政府からの負担金に関する事務
- (4) 副本管理に関する事務
- (5) 副本管理に付随する事務
 - ア 加入員記録管理補助
 - イ 年金受給待期者補助
 - ウ 年金受給者記録管理補助
 - エ 厚生年金基金連合会移受換対象者抽出補助
 - オ 統計資料作成補助
 - カ 掛金額計算補助
 - キ 給付額計算補助

2 この基金は、前項に規定する事務のほか、法第130条第5項に規定する業務の委託会社(連合会を除く。)に、年金資産及び年金債務の将来予測(運用の基本方針の策定のために必要な年金資産分析(リスク・リターン分析等)及び関連業務(最適資産構成に関する相談・助言等)を含む。)に関する事務を委託することができる。

3 この基金は、前2項に規定する事務のほか、法第130条第5項に規定する業務の委託会社(連合会を除く。)に運用実績に係る統計の作成に関する事務を委託することができる。

第 10 章 費用の負担

(掛 金)

第84条 この基金は、給付に要する費用に充てるため、給付の額の計算の基礎となる各月につき、掛金を徴収する。

2 前項の掛金の額は、次の各号に掲げる額を合算した額とする。

- (1) 加入員については
加入員の報酬標準給与の月額及び賞与標準給与の額にそれぞれ1,000分の5を乗じて得た額
- (2) 加算適用加入員については

ア 第1加算掛金

加算適用加入員の第1加算給与に1,000分の174を乗じて得た額

イ 第2加算掛金

加算適用加入員の第2加算給与に1,000分の155を乗じて得た額

3 前項の規定にかかわらず、設立事業所以外の適用事業所に同時に使用される加入員に係る掛金の額は第1号に定める額に第2号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 前項の規定により加入員の報酬標準給与の月額及び賞与標準給与の額のそれぞれに同項第1号の掛金率を乗じて得た額の合計額

(2) 報酬標準給与の月額及び賞与標準給与の額の計算の基礎となる給与の月額に対するこの基金の設立事業所で受ける給与の額の割合

(掛金の負担割合)

第85条 加入員及び事業主は、次のようにそれぞれ掛金を負担する。

(1) 前条第2項第1号に定める掛金の場合

事業主 5分の5.0

(2) 前条第2項第2号に定める掛金の場合

事業主が全額負担するものとする。

(育児休業期間中の加入員の特例)

第85条の2 削除

(積立上限額を越える場合の掛金の控除)

第85条の3 この基金は、毎事業年度の決算において、年金給付等積立金の額が次項に規定する積立上限額を上回っている場合には、当該上回った額を基準として基金規則第47条の2で定めるところにより算定した額を、法第138条第3項に定めるところにより算定した掛金の額から基金規則第47条の3で定めるところにより控除しなければならない。

2 積立上限額は、この基金の財政の安定性を長期間にわたって確実に確保することができる年金給付等積立金の水準を上回る額として、厚生労働大臣の定めるところにより算定するものとする。

(掛金の納付義務及び掛金の源泉控除)

第86条 事業主は、その使用する加入員及び自己の負担する掛金を納付する義務を負う。

2 事業主は、加入員に対して通貨をもって報酬を支払う場合においては、加入員の負担すべき前月分の掛金のうち報酬標準給与の月額及び基準基本給の月額に係る掛金(加入員がその事業所に使用されなくなった場合においては、前月分及びその月分の掛金のうち報酬標準給与の月額及び基準基本給の月額に係る掛金)を報酬から控除することができる。

3 事業主は、加入員に対して通貨をもって賞与を支払う場合においては、加入員の負担すべき賞与標準給与の額に係る掛金を賞与から控除すること

ができる。

- 4 事業主は、前2項の規定によって掛金を控除したときは、掛金の控除に関する計算書を作成し、その控除額を加入員に通知しなければならない。

(徴収金)

- 第87条 この基金は、設立事業所以外の厚生年金保険の適用事業所に同時に使用される加入員に係る給付に要する費用の一部に充てるために、給付の額の計算の基礎となる各月につき法附則第30条第2項第4号により読み替えられた法第140条第3項及び第4項の規定により算出された徴収金を徴収する。ただし、同条第8項の規定により免除される額については、この限りではない。

(事務費掛金)

- 第88条 この基金は、第84条に規定する掛金のほか、この基金の業務の執行に要する費用に充てるため、毎月事務費掛金を徴収する。
- 2 前項の事務費掛金の額は、代議員会の議決を経て別に定める。
 - 3 第1項の事務費掛金は、事業主が全額負担する。

(政府負担金)

- 第89条 この基金は、改正法附則第84条第3項から第5項までの規定による厚生年金保険の管掌者たる政府からの負担金を受け入れるものとする。

第 11 章 財務及び会計

(事業年度)

- 第90条 この基金の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(予算)

- 第91条 この基金は、毎事業年度、予算を作成し、当該事業年度開始前に、厚生労働大臣に届出なければならない。これに重要な変更を加えたときも、同様とする。

(決算)

- 第92条 この基金は、毎事業年度、当該事業年度終了後6月以内に、貸借対照表及び損益計算書並びに当該事業年度の業務報告書を作成し、監事の意見をつけて、代議員会に提出し、その議決を得た後厚生労働大臣に提出しなければならない。
- 2 この基金は、前項の書類をこの基金の事務所に備えつけて置かなければならない。
 - 3 加入員及び加入員であった者は、この基金に対し、前項の書類の閲覧を請求することができる。この場合においては、この基金は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。

(剰余金又は不足金の処理)

- 第93条 前条の決算の結果、剰余金又は不足金が生じたときの処分等は、基金規則第48条及び第49条に規定するところによる。

(年金経理から業務経理への繰入)

- 第94条 この基金は、毎事業年度、前事業年度の末日における年金給付費等積立

金の額が加入員及び加入員であった者に係る責任準備金の額以上の額であって、将来にわたり財政の健全な運営を維持することができるものとして厚生労働大臣の定めるところにより算出した額を上回るときは、当該上回る額に相当する額を限度として、厚生労働大臣の定めるところにより、年金経理から業務経理へ繰り入れることができる。

(余裕金の運用)

第95条 この基金の業務上の余裕金は、基金令第40条の定めるところにより運用しなければならない。

(借入金)

第96条 この基金は、この基金の目的を達成するため必要な場合において、厚生労働大臣の承認を受けて、借入金を行うことができる。

(掛金の額の再計算)

第97条 この基金は、将来にわたって、財政の均衡を保つことができるように、少なくとも5年ごとに、基金令第33条に定める基準に従って掛金の額を再計算しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、厚生労働大臣の定める基準に該当になった場合には、この基金は、直ちに掛金の額の再計算を行うものとする。

(最低積立基準額)

第97条の2 この基金は、加入員及び加入員であった者の受給権を保全するため、毎事業年度末の日（以下、この条において「基準日」という。）において、最低保全給付を支給するために必要な給付原資である最低積立基準額を保有するものとする。ただし、最低積立基準額の計算に用いる再評価率は計算日の属する年の前1年間における第48条の5第1項に規定する再評価率の実績値を用いて算定した率とする。

2 前項の最低保全給付は、次の各号の区分に応じて当該各号に定める給付とする。

(1) 基準日において年金受給者または受給待期脱退者である者（基金から支給される年金の全部の支給に関する義務を連合会へ移転した中途脱退者を除く。）

規約に基づいて支給されることとなる年金給付

(2) 基準日において加入員である者

ア 基本部分

標準的な退職年齢に達した日（基準日における当該加入員の年齢がこの年齢以上の場合にあっては基準日の翌日。以下「標準資格喪失日」という。）い加入員の資格を喪失したとした場合に支給されることとなる給付のうち、法附則第30条第1項の認可の日前の加入員期間に係る給付に（ア）に定める按分率を乗じて得た給付と、法附則第30条第1項の認可の日以後の加入員期間に係る給付に（イ）に定める按分率を乗じて得た給付を合算して得た給付とする。

（ア）按分率 = $A1 / B1$

A1 基準日の翌日に加入員の資格を喪失した場合に、年金額

の算定に用いられる法附則第30条第1項の認可の日前の加入員期間の月数

B1 標準資格喪失日に加入員の資格を喪失した場合に、年金額の算定に用いられる法附則第30条第1項の認可の日前の加入員期間の月数

(イ) 按分率 = $A2 / B2$

A2 基準日の翌日に加入員の資格を喪失した場合に、年金額算定に用いられる法附則第30条第1項の認可の日以後の加入員期間の月数

B2 標準資格喪失日に加入員の資格を喪失した場合に、年金額の算定に用いられる法附則第30条第1項の認可の日以後の加入員期間の月数

イ 加算部分

(7) 基準日の翌日に加入員の資格を喪失した場合に年金の受給資格が得られる者

基準日の翌日に加入員の資格を喪失した場合に支給されることとなる年金給付の額に、当該加入員の基準日時点の年齢に応じ、 $1 / (1 + \text{再評価率})$ (60歳-基準日の時点の年齢) を乗じて得た額

(イ) (7)以外の者

基準日の翌日に加入員の資格を喪失した場合に支給されることとなる脱退一時金の額に、当該加入員の基準日時点の年齢に応じ、 $1 / (1 + \text{再評価率})$ (60歳-基準日時点の年齢) を乗じて得た額

3 第1項の最低積立基準額は、厚生年金基金令第39条の3第2項及び第3項に定めるところにより算定した額とする。

(掛金及び責任準備金の算出方法)

第98条 掛金及び責任準備金の算出方法は、別に定める。

(財務及び会計規程)

第99条 財務及び会計に関しては、この章に定めるもののほか、代議員会の議決を経て別に定める。

第12章 解散及び清算

(解 散)

第100条 この基金の解散については、法第145条の規定による。

(清 算)

第101条 この基金が解散したときの清算は、法第147条の規定により行うものとする。

(責任準備金相当額の納付)

第102条 この基金が解散したときは、基金令第55条の規定により計算した責任準備金相当額(以下「最低責任準備金」という。)を法第162条の3第1項の定める

ところにより連合会に納付しなければならない。

(解散時積立不足額の一括徴収)

- 第102条の2 この基金が解散したときに、年金経理に属する時価評価した資産額が最低積立基準額に満たないときは、解散時における最低積立基準額と年金経理に属する時価評価した資産額の差額(以下この条において「不足額」という。)を算出し、不足額を特別掛金として解散日現在の設立事業所の事業主から一括して徴収する。
- 2 前項に規定する不足額の徴収は、不足額を解散日現在の設立事業所の加入員の報酬標準給与月額に応じて按分した額を、解散日現在の設立事業所の事業主が負担することにより行うものとする。
- 3 前項に定めるところにより、この基金の清算人が不足額の納入の告知をしたときは、解散日現在の設立事業所の事業主は、納入の告知の日から10日以内に不足額を納付しなければならない。

(残余財産の分配)

- 第103条 この基金が解散した場合において、この基金の債務を弁済した後に残余財産があるときは、清算人は、これを解散した日において、この基金が給付の支給に関する義務を負っていた者(以下「受給権者等」という。)に分配しなければならない
- 2 前項の分配は、解散日において算定した、各受給権者等に係る第97条の2第2項に定める最低保全給付を支給するために必要な給付原資(以下「最低積立基準額相当額」という。)に基づき行うものとし、その分配額は、残余財産の額に応じて、次の各号に定めるところにより算定するものとする。
- (1) 残余財産の額が、最低積立基準額相当額から最低責任準備金の額を控除した額(以下「上乗せ部分の最低積立基準額相当額」という。)を下回る場合
- 残余財産の額に、次の(7)に掲げる額を(イ)に掲げる額で除した率を乗じた額
- (7) 各々の受給権者等の上乗せ部分の最低積立基準額相当額
- (イ) すべての受給権者等に係る上乗せ部分の最低積立基準額相当額の総額
- (2) 残余財産の額が、上乗せ部分の最低積立基準額相当額を上回り、かつ、すべての受給権者等に係る、基金が存続し解散日の翌日に加入員の資格を喪失したと仮定したときに基金から支給されることとなる給付の現価(以下「要支給額」という。)から最低責任準備金の額を控除した額の総額を下回る場合
- 次のア及びイの合計額
- ア 各々の受給権者等の上乗せ部分の最低積立基準額相当額
- イ 残余財産の額からすべての受給権者等に係る上乗せ部分の最低積立基準額相当額の総額を控除した額に、次の(7)に掲げる額を(イ)に掲げる額で除した率を乗じた額
- (7) 各々の受給権者等の、要支給額から最低積立基準額相当額を控除した額

(イ) すべての受給権者等に係る、要支給額から最低積立基準額相当額を控除した額の総額

(3) 残余財産の額が、すべての受給権者等に係る、要支給額から最低責任準備金の額を控除した額の総額を上回る場合

残余財産の額に次の(ア)に掲げる額を(イ)に掲げる額で除した率を乗じた額

(ア) 各々の受給権者等の、要支給額から最低責任準備金の額を控除した額

(イ) すべての受給権者等に係る、要支給額から最低責任準備金の額を控除した額の総額

3 前項の要支給額の算定に用いる予定利率及び予定死亡率は、最低積立基準額相当額の算定に用いるものと同一のものとする。

4 この基金は、受給権者等から分配金の支払の申出があった場合を除き、当該受給権者等に分配すべき残余財産の全部又は一部を連合会に交付する。

5 前項の交付は、当該受給権者等に残余財産の取扱いに関し通知した上で行うものとする。

(通 知)

第104条 清算人は、残余財産を分配しようとするときは、受給権者等に次に掲げる事項を通知しなければならない。

(1) 分配金の額

(2) 分配金の支払方法

2 清算人は、受給権者等の所在が明らかでないため前項の通知をすることができないときは、前項の通知に代えて、前項各号に掲げる事項を公告しなければならない。

第 13 章 雑 則

(時 効)

第105条 掛金及び徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、2年を経過したとき、給付を受ける権利は、5年を経過したときは、時効によって消滅する。

2 退職年金を受ける権利の時効は、当該年金がその金額につき支給を停止させている間は、進行しない。

3 掛金及び徴収金の納入の告知又は法第141条第1項において準備する法第85条第1項の規定による督促は、民法第153条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

(給付の制限)

第106条 遺族一時金は、加入員又は加入員であった者を故意に死亡させた者には支給しない。加入員又は加入員であった者の死亡前に、その者の死亡によって遺族一時金の受給権者となるべき者を故意に死亡させた者にも、同様とする。

(不服申立て)

第107条 標準給与若しくは年金給付若しくは一時金たる給付に関する処分又は掛金その他徴収金の賦課若しくは徴収の処分若しくは法第141条第1項において準備する法第8(適格退職年金の廃止に伴う掛金の徴収)の規定による処分に不服のある者については、法第6章に定める不服申立ての規定を準用する。この場合において、法第91条の3中「第90条第1項又は第91条」とあるのは、「第169条において準用する第90条第1項又は第91条」と読み替えるものとする。

(業務概況の周知)

第107条の2 この基金は、基金規則第56条の2で定めるところにより、この基金の業務の概況について、加入員に周知させなければならない。

2 この基金は、前項に規定する業務の概況について、加入員以外の者であってこの基金が年金給付及び一時金たる給付の支給に関する義務を負っているものにも、できる限り同様の措置を講ずるよう努めるものとする。

第108条 削除

(連合会への加入)

第109条 この基金は、連合会に加入するものとする。

(支払保証事業への加入)

第110条 この基金は、連合会が行う支払保証事業に加入し、当該事業に必要な原資として定められた額を拠出するものとする。

2 この基金は、毎事業年度の決算時において解散時責任準備金等に基づき積立水準について検証し、その結果を連合会に報告するものとする。

(実施規定)

第111条 この規約に特別の規定があるものを除くほか、この規約の実施のための手続、その他執行について必要な規定は、代議員会の議決を経て別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、認可の日から施行する。

(給付に関する経過措置)

第2条 法附則第30条第1項の認可の日前において、この規約による改正前の基金規約に基づき年金給付の受給権を有する者の施行日前の期間に係る給付については、なお従前の例による。

2 加入員期間の全部又は一部が法附則第30条第1項の認可の日前の期間である者（次項に規定する者を除く。）が退職年金の受給権を取得した場合にその者に支給する基本退職年金の額は、第51条第1項の規定にかかわらず、次の各号に定める額を合算した額とする。

(1) 法附則第30条第1項の認可の日前の加入員期間について、この規約により算定した基本退職年金の額

(2) 法附則第30条第1項の認可の日以後の加入員期間について、第51条第1項の規定により算定した基本退職年金の額

3 法附則第30条第1項の認可の日前において、この規約による改正前の基金規約による受給権を取得した者であって、法附則第30条第1項の認可の日以後の加入員期間を有する者に係る給付のうち、基本退職年金の額は、第51条第1項及び前2項の規定にかかわらず、下記の各号に定める額を合算した額とする。

(1) 法附則第30条第1項の認可の日前の加入員期間について、この規約による改正前の基金規約により算定した基本退職年金の額

(2) 法附則第30条第1項の認可の日以後の加入員期間について、第51条第1項の規定により算定した基本退職年金の額

4 前2項のいずれかに該当する者が法附則第7条の3又は法附則第13条の4の規定により老齢厚生年金の支給の繰上げを請求した場合に、当該者に支給する基本退職年金の額は、当該各項の規定に基づき算定した基本退職年金の額から当該基本退職年金の額に第51条第2項に規定する減額率を乗じて得た額を控除した額とする。

(給付に関する特例)

第3条 退職年金の受給権者が次の各号のいずれかに該当する場合、当該基金の受給権者に支給する年金の額は、この規約による改正後の基金規約に基づいて支給される年金の額に、次項に規定する額を加算した額とする。ただし、その者が次の各号のいずれにも該当しなくなったときには、本状を適用せず、該当しなくなった月の翌月から、年金額を改定する。

(1) 退職年金の受給権者が老齢厚生年金又は特例支給の老齢厚生年金等の受給権を有しない場合

(2) 退職年金の受給権者が障害厚生年金の受給権を有する者であって、法第38条第1項の規定によりその者の老齢厚生年金又は特例支給の老齢厚生年金等の全部の支給が停止されている場合

(3) 退職年金の受給権者が遺族厚生年金の受給権を有する者であって、

法第38条第1項の規定によりその者の老齢厚生年金又は特例支給の老齢厚生年金等の全部の支給が停止されている場合

- (4) 退職年金の受給権者が遺族厚生年金の受給権を有する者であつて、法第38条の2第1項の規定によりその者の老齢厚生年金の2分の1に相当する額の停止が解除されている場合
- (5) 退職年金の受給権者が法附則第11条の5の規定により読み替えられえた法附則第7条の4、法附則第7条の4又は法附則第13条の6第4項の規定により読み替えられえた附則第7条の4によりその全額につき支給を停止されている場合
- (6) 基金の受給権者が厚生年金保険の被保険者である場合

2 退職年金の受給権者が前項の各号のいずれかに該当する場合にその者の年金の額に加算する額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号から第3号まで及び第5号に該当する場合
この規約によると改正前の基金規約に基づいて支給されることとなる年金の額から改正後の基金規約に基づき支給される年金の額を控除して得た額
- (2) 前項第4号に該当する場合
前号に規定する額の2分の1に相当する額
- (3) 前号第6号に該当する場合
次のアに掲げる額からイ及びウに掲げる額の合計額を控除した額
ア この規約による改正前の基金規約を適用した場合に支給されることとなる年金の額
イ この規約による改正後の基金規約に基づいて支給される年金額
ウ 法附則第30条第1項の認可の日以後の加入員であった期間の平均標準給与の額の1,000分の5.481(別表第2の左欄に掲げる者については、同表の右欄のように読み替えるものとする。)に相当する額に法附則第30条第1項の認可の日以後の加入員期間の月数を乗じて得た額に、当該受給権者が支給を受けている老齢厚生年金又は特例支給の老齢厚生年金等の額を当該受給権者が被保険者でなかったとした場合に支給されることとなる老齢厚生年金又は特例支給の老齢厚生年金等の額で除して得た率を乗じて得た額

(中途脱退者に関する経過措置)

第4条 法附則第30条第1項の認可の日前において、この規約による改正前の基金規約に基づき基本退職年金の支給に関する義務を連合会に移転した中途脱退者が法附則第30条第1項の認可の日以後再びこの基金の加入員となった場合の、その者に係る基本退職年金の支給に関する義務の承継並びに当該現価相当額の交付の請求については、この規約による改正後の基金規約は適用せず、改正前の規約第78条の規定は、なおその効力を有する。

2 中途脱退者となった者の加入員期間の一部が平成15年4月1日前の期間である場合の上乗せ年金の額は、第74条第1項の規定にかかわらず、

次の各号に掲げる額を合算した額とする。

(1) 平成15年4月1日前の加入員期間の平均標準給与月額の1,000分の0.1に相当する額に平成15年4月1日前の加入員期間の月数を乗じて得た額

(2) 平成15年4月1日以後の加入員期間について、第74条第1項の規定により計算した額

3 中途脱退者となった者の加入員期間の一部が平成15年4月1日前の期間である場合の基本退職年金の額は、第51条第1項及び第74条第3項の規定にかかわらず、附則第2条第2項の規定により算定した額から、前項の規定により算定した上乗せ年金の額を控除した額とする。

(掛金に関する経過措置)

第5条 法附則第30条第1項の認可の日の属する月の前月までの月に係る掛金は、なお従前の例（掛金率及び負担割合）による。

(最低保全給付に関する経過措置)

第6条 附則第2条第2項又は第3項に該当する者であって、第97条の2に定める基準日現在この基金の加入員である者の基本部分の最低保全給付は、同条第2項第2号アの規定にかかわらず、次の各号に掲げる給付を合算した給付とする。

(1) 平成15年4月1日前の加入員期間について、この規約による改正前の基金規約により算定した年金たる給付

(2) 標準資格喪失日に加入員の資格を喪失した場合の平成15年4月1日以後法附則第30条第1項の認可の日前の加入員期間について算定した年金たる給付に、次の掲げる按分率を乗じて得た給付

按分率＝A1／B1

A1 基準日の翌日に加入員の資格を喪失した場合における、平成15年4月1日以後法附則第30条第1項の認可の日前の加入員期間の月数

B1 標準資格喪失日に加入員の資格を喪失した場合における、平成15年4月1日以後法附則第30条第1項の認可の日前の加入員期間の月数

(3) 標準資格喪失日に加入員の資格を喪失した場合の法附則第30条第1項の認可の日以後の加入員期間について算定した年金たる給付に、次に掲げる按分率を乗じて得た給付

按分率＝A2／B2

A2 基準日の翌日に加入員の資格を喪失した場合における、法附則第30条第1項の認可の日以後の加入員期間の月数

B2 標準資格喪失日に加入員の資格を喪失した場合における、法附則第30条第1項の認可の日以後の加入員期間の月数

第6条の2 平成13年4月1日にこの基金の加入員となり、平成13年7月1日ま

でに引続き加入員である者のうち、平成13年3月31日現在日立プロセスコンピュータエンジニアリング株式会社就業規則第2条に定める従業員であったものについては、第40条の規程にかかわらず平成13年7月1日をもって加算適用加入員とする。

(過去勤務期間)

第7条

この基金が成立した日において加算適用加入員である者のうち、平成4年7月1日前における会社の適格退職年金の加入員であった期間(以下「過去勤務期間」という。)を給付の額の算定の基礎として用いるものとする。

2 前項の過去勤務期間は、この基金が成立した日以前の適格退職年金の加入員となった月からこの基金が成立した月の前月までの期間(ただし、休職期間を除く。)をいうものとする。

3 この基金が成立した日において、現に出向中である者が、その後加算適用加入員となったときは、次の期間を過去勤務期間とみなして給付の額の算定の基礎として用いるものとする。

(1) 平成4年6月21日現在で25歳未満である者については、25歳に達した日の属する月以降最初に到来する10月以後加算適用加入員となった日の属する月の前月までの期間

(2) 平成4年6月21日現在で25歳以上である者のうち、25歳未満で会社の社員となった者については、25歳に達した日以降最初に到来する10月以後、25歳以上で会社の社員となった者については、会社の社員となった日以降最初に到来する10月以後(ただし、当該日が昭和55年6月21日以前のときは昭和55年6月とみなす。)それぞれ加算適用加入員となった日の属する月の前月までの期間

4 この基金が成立した日の後において出向により加入員の資格を喪失した者がその後、加算適用加入員となったときは、次の各号の取扱いとする。

(1) 加算適用期間

出向により加入員の資格を喪失した日の属する月以後加算適用加入員となった日の属する月の前月までの期間(以下「出向期間」という。)を過去勤務期間とみなすものとする。

(2) 初任年金ポイント

再加入したときの初任年金ポイントは年金算定取扱基礎等取扱規則第5条に定めるものとする。

5 基金の加算適用加入員の資格を取得する前に、社員就業規則第36条及び第37条に規定する試傭員、普通科養成員、技養生、技訓生及び臨時員として実施事業所に使用された期間がある場合は、当該期間を第3項の規定に基づき計算した加算適用期間に合算するものとする。

6 前5項の規定により過去勤務期間を有する社員について第51条、第57条、第67条、第69条、第72条、附則第9条及び附則第11条の規定、並びに別表第3の規定を適用する場合には、これらの規定中「加算適用期間」とあるのは「過去勤務期間に加算適用期間を加えた期間」と読み替えるものとする。

(旧日立プロセスコンピュータエンジニアリングの過去勤務期間)

第7条の2 附則第6条の2の規定により加算適用加入員となった者のうち平成13年7月1日前に株式会社日立情報制御システムの適格退職年金制度(旧日立プロセスコンピュータエンジニアリング株式会社の社員に係るもの、昭和57年7月21日実施。以下「旧日立プロセスコンピュータエンジニアリングの適格退職年金」という。)の加入員であった者については、加算適用加入員となる前の旧日立プロセスコンピュータエンジニアリングの適格退職年金の加入員であった期間(以下「旧日立プロセスコンピュータエンジニアリングの過去勤務期間」という。)を給付の額の算定の基礎として用いるものとする。

2 前項の旧日立プロセスコンピュータエンジニアリングの過去勤務期間は、旧日立プロセスコンピュータエンジニアリングの適格退職年金に加入した月から平成13年6月までの期間をいう。

3 前2項の規定により旧日立プロセスコンピュータエンジニアリングの過去勤務期間を有する社員について第51条、第57条、第67条、第68条、第69条、第72条、附則第9条及び附則第11条の規定、並びに別表第3、別表第4及び別表第10を適用する場合には、これらの規定中「加算適用期間」とあるのは「旧日立プロセスコンピュータエンジニアリングの過去勤務期間に加算適用期間を加えた期間」と読み替えるものとする。

(特例退職一時金)

第8条 この基金は、当分の間、退職(懲戒解雇された者を除く。)により加入員の資格を喪失し、第57条第1項第1号及び第2号の加算適用期間を満たしている者及び第57条第3号に該当する者の申し出により、特例退職一時金を支給する。

(特例退職一時金の額)

第9条 特例退職一時金の額は、次の各号のいずれかに定める額とする。

(1) 加算適用期間15年以上で加算適用加入員の資格を喪失した者が加算退職年金の支給開始前に選択したとき

ア 第1加算年金に相当する部分については、最終第1仮想個人口座残高

イ 第2加算年金に相当する部分については、最終第2仮想個人口座残高

(2) 加算退職年金の支給を受けている者が、保証期間中に選択した場合

ア 第1加算年金に相当する部分については、選択時の第1標準加算年金額に選択時の最低保証利率及び残存保証期間(20年から第1加算年金額に相当する部分の支給を受けた期間を控除した期間をいう。)に応じて別表第7に定める率を乗じて得た額

イ 第2加算年金に相当する部分については、選択時の第2標準加算年金額に選択時の最低保証利率及び残存保証期間(第5

1 条第 3 項第 2 号の支給期間から第 2 加算年金額に相当する部分の支給を受けた期間を控除した期間をいう。) に応じて別表第 7 に定める率を乗じて得た額

(特例退職一時金の仮想個人口座残高)

第 10 条 附則第 8 条第 1 項に該当する者については、第 48 条の 3 第 1 項第 3 号及び第 48 条の 4 第 1 項第 3 号の規定にかかわらず、次に規定する日に第 1 利息クレジット及び第 2 利息クレジットを付与する。

(1) 加算適用加入員の資格を喪失した日の翌月以降、附則第 8 条第 1 項の申し出を行った月の前月までに到来する 4 月 1 日

(2) 附則第 8 条第 1 項の申し出を行った日

2 附則第 8 条第 1 項に該当する者については、第 48 条の 3 第 3 項及び第 48 条の 4 第 3 項の規定にかかわらず、次に規定する額とする。

(1) 最終第 1 仮想個人口座残高

第 1 項第 2 号に規定する第 1 利息クレジット付与日の第 1 仮想個人口座残高に退職事由及び加算適用期間に応じて別表第 3 に定める率を乗じて得た額(以下「最終第 1 仮想個人口座残高」という)をもって第 1 仮想個人口座残高を確定する。

(2) 最終第 2 仮想個人口座残高

第 1 項第 2 号に規定する第 2 利息クレジット付与日の第 2 仮想個人口座残高に退職事由及び加算適用期間に応じて別表第 3 に定める率を乗じて得た額(以下「最終第 2 仮想個人口座残高」という)をもって第 2 仮想個人口座残高を確定する。

(支給の効果)

第 11 条 特例退職一時金の支給を受けるときは、その額の計算の基礎となった加算適用期間は、加算適用加入員でなかったものとみなす。

(選択一時金)

第 12 条 基本加算年金額が加算された退職年金又は減額退職年金の受給権者並びにこの基金の加入員であって、法第 160 条の 2 第 3 項の規定により加算された額の年金給付の支給に関する義務を承継している者は、当分の間、第 2 項から第 4 項に定めるところにより、年金給付の支給に代えて、選択一時金の支給を受けることができる。

2 法第 161 条の規定により、支給に関する義務を承継した法第 160 条の 2 第 3 項に規定する一時金たる給付としての部分に係る選択一時金は退職年金又は減額年金の受給権者が、連合会の規約に定める選択一時金の申出事由に該当する場合であって、かつ次の各号のいずれかのときにおいて一時金の選択を申し出たときに、その者に支給する。

(1) 退職年金又は減額退職年金のうち、基本加算年金額に相当する部分の支給が開始されるとき。

(2) 退職年金又は減額退職年金の受給権者が、基本加算年金額に相当する部分の支給が開始された後連合会の規約の定める保証期間を経過する前に一時金の選択を希望するとき。

3 この基金の加入員であって、法第 160 条の 2 第 3 項の規定により加算

された額の年金給付の支給に関する義務を承継している者に対する選択一時金は、連合会の規約の定めるところにより当該者が加入員の資格を喪失した場合において一時金の選択を申し出たときに、その者に支給する。

4 前項の選択一時金の額は、連合会の規約の定めるところにより計算した額とする。

5 退職年金又は減額退職年金の受給権者が第2項又は第3項の定めるところにより、申し出たときは、その者に支給する退職年金又は減額退職年金の額のうち、基本加算年金額を一時金の選択割合に応じて減額する

(適格退職年金の廃止に伴う掛金の徴収)

第13条 この基金は、第84条及び第88条に定める掛金のほか、会社の適格退職年金の廃止に伴い、次の各号に掲げる額の合計額を、附則第7条に定める過去勤務期間に係る給付に要する費用に充てるための掛金として徴収する。

(1) 適格退職年金の廃止に伴い、当該年金信託契約の受託者及び当該年金保険契約の保険者より事業主に返還された返還金及び解約返戻金に相当する額。

(2) 適格退職年金制度の廃止に伴い、当該制度の加入員の資格を喪失した加入員(以下「移行加入員」という。)に、当該制度から返還された返還金(以下「加入員資格喪失時返還金」という。)に相当する額。

2 事業主及び移行加入員は、前項に定める掛金として、次の各号に掲げる額を負担する。

(1) 事業主

前項第1号に定める返還金及び解約返戻金に相当する額。

(2) 移行加入員

加入員資格喪失時返還金に相当する額。

3 事業主は、事業主及び移行加入員が前項各号に掲げる額を受領した日に、その合計額を基金に給付する。

(旧日立プロセスコンピュータエンジニアリングの適格退職年金の一部解除に伴う掛金の徴収)

第13条の2 この基金は、第84条、第88上及び附則第15条に定める掛金のほか、旧日立プロセスコンピュータエンジニアリングの適格退職年金の一部解除に伴い、次の各号に掲げる額の合計額を、附則第7条の2に定める旧日立プロセスコンピュータエンジニアリングの過去勤務期間に係る給付に要する費用に充てるための掛金として徴収する。

(1) 旧日立プロセスコンピュータエンジニアリングの適格退職年金の一部解除に伴い、当該年金信託契約の共同受託者及び当該年金保険契約の保険者より事業主に返還された返還金及び解約返戻金に相当する額

(2) 旧日立プロセスコンピュータエンジニアリングの適格退職年金の一部解除に伴い、当該制度の加入者の資格を喪失した加

入員(以下「旧日立プロセスコンピュータエンジニアリングの移行加入員」という。)に、当該制度から返還された返還金(以下「旧日立プロセスコンピュータエンジニアリングの加入員資格喪失時返還金」という。)に相当する額

2 事業主及び旧日立プロセスコンピュータエンジニアリングの移行加入員は、前項に定める掛金として、次の各号に掲げる額を負担する。

(1) 事業主

前項第1号に定める返還金及び解約返戻金に相当する額

(2) 旧日立プロセスコンピュータエンジニアリングの移行加入員

前項第2号に定める旧日立プロセスコンピュータエンジニアリングの加入員資格喪失時返還金に相当する額

3 事業主は、事業主及び旧日立プロセスコンピュータエンジニアリングの移行加入員が前項各号に掲げる額を収受した日に、その合計額を基金に納付する。

第14条 削除

(特別掛金)

第15条 この基金は、過去勤務債務の償却に充てるため、当分の間、加算適用加入員の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までの各月につき、特別掛金を徴収する。

2 前項の特別掛金の額は、加算適用加入員の第1加算給与に1,000分の206を乗じて得た額とする。

3 第1項に定める特別掛金は事業主が全額負担する。

4 第86条第1項の規定は、特別掛金について準用する。

(加算適用加入員に関する経過措置)

第16条 平成13年4月1日においてこの基金の加入員となった者のうち、平成13年3月31日現在日立プロセスコンピュータエンジニアリング株式会社就業規則第2条に定める従業員については、第40条の規程にかかわらず平成13年6月30日までの間は加算適用加入員としないものとする。

第17条 削除

附 則(本文第84、85条の2、附則第14条平成4年9月訂正)

(施行期日)

第1条 この規約は、認可の日から施行し、平成4年9月21日から適用する。
ただし、第84条、第85条及び附則第14条については、平成4年10月1日から適用する。

(給付に関する経過措置)

第2条 平成4年9月21日において、現に変更前の規約による給付を受ける権利を有する者の給付については、なお従前の例による。

(掛金に関する経過措置)

第3条 平成4年9月以前の月に係る掛金については、なお従前の例による。

附 則(本文第81、94条平成5年2月訂正)

この規約は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(本文第72条、附則第7、9条平成5年2月訂正)

(施行期日)

この規約は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(本文第84、85条平成5年9月訂正)

(施行期日)

第1条 この規約は、平成6年1月1日から施行する。

(掛金に関する経過措置)

第2条 平成5年12月以前の月に係る掛金については、なお従前の例による。

附 則(第81、84、85条、附則第14条平成6年9月訂正)

(施行期日)

第1条 この規約は、認可の日から施行し、平成6年9月21日から適用する。

ただし、第81条、84条、第85条及び附則第14条については、平成6年10月1日から適用する。

(給付に関する経過措置)

第2条 平成6年9月21日前において、この規約の変更前の規約による給付を受ける権利を有する者に係る給付については、なお従前の例による。

(掛金に関する経過措置)

第3条 平成6年9月以前の月分に係る掛金については、なお従前の例による。

附 則(本文第84、85条平成6年11月訂正)

(施行期日)

第1条 この規約は、平成6年11月10日から施行し、平成6年11月1日から適用する。

(標準給与に関する経過措置)

第2条 平成6年11月1日前にこの基金の加入員の資格を取得し、同日まで引き続き加入員の資格を有する者であって平成6年10月の標準給与の月額が86,000円以下であるもの又は530,000円であるもの(当該標準給与の月額の基礎となった給与の月額が545,000円未満であるものを除く。)の標準給与は、当該標準給与の月額の基礎となった給与の月額を国民年金法等の一部を改正する法律(平成6年法律第95号)による改正後の厚生年金保険法第20条の規定により標準給与の基礎となる給与月額とみなして改定する。

2 前項の規定により改訂された標準給与は、平成6年11月から平成7年9月までの各月の標準給与とする。

(掛金に関する経過措置)

第3条 平成6年10月以前の月に係る掛金については、なお従前の例(掛金率及び負担割合)による。

附 則(第53、56、60、66条平成7年2月訂正)

(施行期日)

第1条 この規約は、平成7年4月1日から施行する。

(支給停止に関する経過措置)

第2条 この規約による改正後の日立情報制御システム厚生年金基金規約(以下「改正後の基金規約」という。)の退職年金又は減額退職年金(以下「退職年金等」という。)の受給権者(昭和10年4月1日以前に生まれた者に限る。)については、その者が加入員である日が属する月において、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額を越えるときは、改正後の基金規約第60条又は第66条の規定は適用せず、この規約による改正前の日立情報制御システム厚生年金基金規約(以下「改正前の基金規約」という。)第60条又は第66条の規定は、なおその効力を有する。

(1) 当該退職年金等の額につき改正後の基金規約第60条第4項又は第66条第4項の規定を適用して計算した場合におけるその支給が停止される部分の額

(2) 当該退職年金等の額につき改正前の基金規約第60条第4項又は第66条第4項の規定を適用して計算した場合におけるその支給が停止される部分の額

第3条 平成7年4月1日前において改正前の基金規約の退職年金等の受給権を有していた者については、その者が加入員である日が属する月において、前条第1号に掲げる額が同条第2号に掲げる額を越えるときは、改正後の基金規約第60条又は第66条の規定は適用せず、改正前の基金規約第60条又は第66条の規定は、なおその効力を有する。

附 則(本文第85条の2、87条平成7年2月訂正)

(施行期日)

この規約は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(本文第85条の2平成8年1月訂正)

この規約は、平成8年1月25日から施行し、平成7年10月1日から適用する。

附 則(本文第78、79条平成8年2月訂正)

(施行期日)

第1条 この規約は平成8年4月1日から施行する。

(掛金に関する経過措置)

第2条 平成8年3月以前のつきに係る掛金については、なお従前の例による。

附 則(本文第81条平成8年10月訂正)

この規約は、平成8年10月1日から施行する。

附 則(本文第84、85条平成9年2月訂正)

(施行期日)

第1条 この規約は、平成9年4月1日から施行する。

(掛金に関する経過措置)

第2条 平成9年3月以前のつきに係る掛金については、なお従前の例による。

附 則(本文第81条の2平成9年6月訂正)

この規約は、平成9年5月30日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則(本文第83条平成9年9月訂正)

この規約は、平成9年10月1日から施行する。

附 則(本文第97条の2、103条平成9年9月訂正)

この規約は、認可の日から施行し、平成9年10月1日から施行適用する。

附 則(本文第81条平成9年9月訂正)

(施行期日)

第1条 この規約は、平成9年10月1日から施行する。

(給付費等の負担割合に関する経過措置)

第2条 この規約変更の施行日から平成10年3月31日までの間について改正後の第81条の規定を適用する場合においては、同条第3項第1号中「当該契約に係る前事業年度の1月末日における資産割合」とあるのは「附則別表に掲げる信託会社と締結した法第130条の2第1項の規程による年金信託契約において同表に掲げる割合」と、同条第4項第1号中「当該契約に係る前事業年度の1月末日における資産割合」とあるのは「附則別表に掲げる生命保険会社と締結した法第130条の2第1項の規定による年金保険契約において同表に掲げる割合」とする。

附 則(本文第81条の2平成10年2月訂正)

この規約は、平成10年2月12日から施行し、平成9年12月25日から適用する。

附 則(本文第26、32、35条、36条の2平成10年2月訂正)

この規約は、平成10年2月12日から施行する。

附 則(本文第32、91、94条平成11年3月訂正)

この規約は、平成11年3月12日から施行する。

附 則(本文第85条の2平成11年3月訂正)

この規約は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(本文第81条平成12年3月訂正)

(施行期日)

第1条 この規約は、平成12年4月1日から施行する。

(給付費等の負担割合に関する経過措置)

第2条 この規約変更の施行日から平成12年4月30日までの間について改正後の第81条の規定を適用する場合においては、同条第5項第1号中「別表11に掲げる割合」とあるのは「附則別表に掲げる信託会社と締結した法第130条の2第1項の規定による年金信託契約において同表に掲げる割合」と、同条第6項第1号中「別表11に掲げる割合」とあるのは「附則別表に掲げる生命保険会社と締結した法第130条の2第1項の規定による年金保険契約において同表に掲げる割合」とする。

附則別表	運用受託期間	割合 (%)
	第一勧業富士信託銀行株式会社	4 5
	東洋信託銀行株式会社	1 5
	日本信託銀行株式会社	2 0
	住友信託銀行株式会社	5
	三菱信託銀行株式会社	0
	安田生命保険相互会社	5
	日本生命保険相互会社	1 0
	合 計	1 0 0

附 則(本文第53条の2平成12年3月訂正)

この規約は、平成12年3月8日から施行する。

附 則(本文第51条平成12年3月訂正)

(施行期日)

第1条 この規約は、平成12年4月1日から施行する。

(給付に関する経過措置)

第2条 平成12年4月1日前にこの規約による改正前の基金規約による退職年金または減額退職年金(以下「退職年金等」という。)の受給権を有する者に支給する当該退職年金等の額については、なお従前の例による。

2 平成12年3月以前の月に係るこの規約による改正前の基金規約による退職年金等であって、同年4月1日においてまだ支給されていないものについては、なお従前の例による。

附 則(本文第85条の2平成12年3月訂正)

(施行期日)

第1条 この規約は、平成12年4月1日から施行する。

(育児休業期間中の者の経過措置)

第2条 平成12年4月1日前にこの規約による改正前の第85条の2の規定に基づく申出をした者であって、同月末日以後に育児休業が終了する者については、同月1日にこの規約による改正後の第85条の2の規定に基づく申出があったものとみなして、同条の規定を適用する。

(掛金に関する経過措置)

第3条 平成12年3月以前の月に係る掛金については、なお従前の例による。

附 則(本文第26、35条平成12年7月訂正)

この規約は、平成12年7月14日から施行する。

附 則(本文第70、84、85条、附則第14条平成12年8月訂正)

(附則期日)

第1条 この規約は、認可の日から施行し、平成12年10月1日から適用する。

(給付に関する経過措置)

第2条 平成12年10月1日前において、この規約の変更前の規約による給付を受ける権利を有する者に係る給付については、なお従前の例による。

(経過措置)

第3条 この規約変更の適用日から平成14年9月30日までの間について改正後の別表8中58、59及び60歳以上の率を適用する場合においては、附則別表に掲げる率を適用する。

附則別表

年齢	率
58歳	11.9361
59歳	12.4851
60歳以上	13.0595

(掛金に関する経過措置)

第4条 平成12年9月以前の月に係る掛金については、なお従前の例による。

附 則(本文第81条平成12年9月訂正)

この規約は、平成12年9月14日から施行し、平成12年6月1日から適用する。

附 則(附則第2条平成12年9月訂正)

(施行期日)

第1条 この規約は、平成12年10月1日から施行する。

(掛金に関する経過措置)

第2条 平成12年9月以前の月に係る掛金については、なお従前の例(給与の月額算定方法並びに標準給与の決定および改定の方法)による。

附 則(本文第81条、81条の2、3平成12年9月訂正)

この規約は、平成12年10月1日から施行する。

附 則(本文第83条平成12年9月訂正)

この規約は、平成12年8月1日から施行する。

附 則(附則第15条平成13年2月訂正)

(施行期日)

第1条 この規約は、平成13年4月1日から施行する。

(掛金に関する経過措置)

第2条 平成13年3月以前の月に係る掛金については、なお従前の例による。

附 則(本文第5条平成13年2月訂正)

この規約は、平成13年2月19日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則(本文第36、91、92、94、96、97条平成13年2月訂正)

この規約は平成13年2月19日から施行し、平成13年1月6日から適用する。

附 則(附則第16条平成13年2月訂正)

この規約は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(本文第84、85条、附則第6条の2、第7条、第13条の2平成13年5月訂

正)

(施行期日)

第1条 この規約は、認可の日から施行し、平成13年7月1日から適用する。

(掛金に関する経過措置)

第2条 平成13年6月以前の月に係る掛金は、なお従前の例(掛金率及び負担割合)とする。

附 則(本文第97条平成13年9月訂正)

この規約は、平成13年9月14日から施行する。

附 則(本文第84、85条、附則第15条平成14年2月訂正)

(施行期日)

第1条 この規約は、平成14年4月1日から施行する。

(掛金に関する経過措置)

第2条 平成14年3月以前の月に係る掛金については、なお従前の例による。

附 則(本文第42、51、53、56、58、60、64、66、76条平成14年2月訂正)

(施行期日)

第1条 この規約は、平成14年4月1日から施行する。

(加入員の資格に関する経過措置)

第2条 昭和7年4月2日以降に生まれた者であり、かつ平成14年3月31日においてこの基金の設立事業所に使用される被保険者(加入員である者を除く。)であって、同年4月1日において引き続き当設立事業所に使用される者は、同日に加入員の資格を取得する。

(給付に関する経過措置)

第3条 平成14年4月1日において、この規約による変更前の基金規約に基づき退職年金の給付を受ける権利を有する者の給付については、なお従前の例による。

(支給停止に関する経過措置)

第4条 平成14年4月1日前において、老齢厚生年金の受給権を取得した者の給付については、変更後の規約第60条第3項及び第4項並びに第66条第3項及び第4項の規程は適用しない。

2 平成14年4月1日において、この規約による変更前に基金規約に基づき退職年金又は減額退職年金の受給権を有する者については、変更後の規約第60条第3項及び第4項並びに第66条第3項並びに第4項の規程は適用しない。

附 則(本文第5条平成14年6月訂正)

この規約は、平成14年6月10日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則(本文第83条平成14年6月訂正)

この規約は、平成14年6月10日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則(本文第107条の2平成14年6月訂正)

この規約は、平成14年6月10日から施行し、平成14年4月1日か

ら適用する

附 則(本文第71条、85条の3、97条の2、102条の2平成14年9月訂正)
(施行期日)

第1条 この規約は平成14年10月1日から施行する。

(不足額の一括徴収の経過措置)

第2条 当分の間、第102条の2第1項中「最低積立基準額」とあるのは「最低責任準備金の額以上、最低積立基準額以下の額」とする。

附 則(本文第46、47条、47条の2、第51、85、86、102条、附則第17条平成15年2月訂正)

(施行期日)

第1条 この規約は、認可の日から実施し、平成15年4月1日から適用する。

(標準給与に関する経過措置)

第2条 平成15年4月1日以前の各月に係る標準給与については、なお従前の例による。

- 2 第46条の規定にかかわらず、平成15年4月1日における加入員の報酬標準給与の月額、同日前にこの規約による変更前の規約に基づき決定又は改定した同年3月における標準給与の月額を用いる。ただし、同年4月から変更前の規約第47条第2項の規定に基づき改定する場合は、同項の規定に基づき改定された額を報酬標準給与の月額とする。

(給付に関する経過措置)

第3条 平成15年4月1日前において、この規約による変更前の規約に基づき退職年金又は減額退職年金(以下「退職年金等」という。)の給付を受ける権利(以下「受給権」という。)を有する者の給付については、なお従前の例による。

- 2 加入員期間の全部又は一部が平成15年4月1日以前の期間である者(次項に規定する者を除く。)が退職年金等の受給権を取得した場合にその者に支給する退職年金等のうち、基本退職年金額は、第51条第1項の規定にかかわらず、次の各号に定める額を合算した額とする。

- (1) 平成15年4月1日以前の加入員期間について、この規約による変更前の規約により算定した基本年金額

- (2) 平成15年4月1日以降の加入員期間について、第51条第1項の規定により算定した基本退職年金額

- 3 平成15年4月1日前において、この規約による変更前の規約による受給権を取得した者であって、平成15年4月1日以降の加入員期間を有する者に係る給付のうち、基本退職年金額は、第51条第1項及び前2項の規定にかかわらず、次の各号に定める額を合算した額とする。

- (1) 平成15年4月1日以前の加入員期間について、この規約による変更前の規約により算定した基本退職年金額

- (2) 平成15年4月1日以降の加入員期間について、第51条第1項の規定により算定した基本退職年金額

- 4 前2項のいずれかに該当する者が法附則第7条の3又は法附則第13条の4の規定により老齢厚生年金の支給の繰上げを請求した場合に、当該

者に支給する退職年金等のうち基本退職年金額は、当該各項の規定に基づき算定した基本退職年金額から当該基本退職年金額に第51条第2項に規定する減額率を乗じて得た額を控除した額とする。

(掛金に関する経過措置)

第4条 平成15年3月以前の各月に係る掛金については、なお従前の例(掛金率及び負担割合)による。

(最低保全給付に関する経過措置)

第5条 附則第3条第2項又は第3項に該当する者であって、第97条の2に定める基準日現在この基金の加入員である者の基本部分の最低保全給付は、同条第2項第2号アの規定にかかわらず、次の各号に掲げる給付を合算した給付とする。

(1) 平成15年4月1日以前の加入員期間について、この規約による変更前の規約により算定した年金たる給付

(2) 標準資格喪失日に加入員の資格を喪失した場合の平成15年4月1日以降の加入員期間について算定した年金たる給付に、次に掲げる按分率を乗じて得た給付

按分率=A/B

A 基準日の翌日に加入員の資格を喪失した場合における、平成15年4月1日以降の加入員期間の月数

B 標準資格喪失日に加入員の資格を喪失した場合における、平成15年4月1日以降の加入員期間の月数

附 則(本文第2条平成15年2月訂正)

この規約は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(本文第3、40条平成15年2月訂正)

この規約は、平成15年4月1日から施行する。

第108条 削除

附 則(本文第108条平成15年9月訂正)

この規約は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(本文第40、45条、48条、48条の2、48条3、48条の4、48条の5、49条、51条、52条、55条、56条、57条、57条の2、58条、60条、61条、62条、63条、64条、65条、66条、67条、68条、70条、72条、84条、85条、97条の2、105条、附則第7条、8条、9条、15条、第17条、

別表第3、第4、第5、第6、第7 平成16年2月訂正)

(施行期日)

第1条 この規約は、平成16年4月1日から施行する。

(会社の適格退職年金の受益者等に係る権利義務の承継)

第2条 この基金は、平成16年3月31日現在における株式会社日立ハイコス適格退職年金制度(以下本附則において「旧適年」という。)の受益者等に係る給付の支給に関する権利義務を承継する。

2 この基金は、前項に規定する権利義務を承継する場合においては、法人

税法附則第20条第2項各号に掲げる法人から旧適年に係る積立金の移管を受けるものとする。

(加算適用加入員に関する経過措置)

第3条 平成16年3月31日において、この基金の加入員であった者（加算適用加入員である者は除く）で、施行日において第40条の要件を満たす者は、施行日にこの基金の加算適用加入員となるものとする。

(過去勤務期間に関する経過措置)

第4条 平成16年3月31日においてこの基金の加算適用加入員であった者で施行日においてこの基金の加算適用加入員である者及び附則第3条の規定により施行日に加算適用加入員となった者については、その者が会社に入社した日の属する月から加算適用加入員となった月の前月までの期間を過去勤務期間とする。

(仮想個人勘定残高に関する経過措置)

第5条 施行日においてこの基金の加算適用加入員である者（附則第3条により、同日に加算適用加入員となった者を含む。）については、会社の移行時クレジット取扱規則（平成16年4月1日現在効力を有する移行時クレジット取扱規則をいう。）に規定する額を移行時の仮想個人勘定残高とするものとする。

(給付に関する経過措置)

第6条 平成16年4月1日前において、現にこの規約による変更前の規約（以下「変更前の規約」という。）により給付を受ける権利を有する者（平成16年4月1日に給付を受ける権利を取得した者を含む。）に係る給付については、なお従前の例による。

2 第57条に規定する加算適用期間を満たした者で平成16年4月1日前に加算適用加入員の資格を喪失した者に係る給付については、変更前の規約によるものとする。

(経過保障年金)

第7条 施行日の前日において50歳以上の加入員（以下「経過保障年金対象者」という。）については、実施事業所に使用されなくなったとき又は60歳に達したときのいずれかに該当したときに、次条第1号に定める資格喪失時第3クレジットが零を上回る場合、その者に実施事業所に使用されなくなったとき又は60歳に達したときのいずれかに該当した日の属する月の翌月から経過保障年金を支給する。

(第3仮想個人口座残高)

第8条 経過保障年金対象者については、次の各号の規定に基づき付与される資格喪失時第3クレジット及び第3利息クレジットの合計額を第3仮想個人口座残高とする。

(1) 資格喪失時第3クレジットは、次のアに定める額からイに定める額を控除して得た額（イの額がアの額を上回る場合は零）とする。

ア 施行日における加入員期間等に応じて次に定める額

(i) 施行日において加算適用加入員期間15年以上の者
施行日において退職したものとみなして平成16年3月31日現在において効力を有する日立ハイコス厚生年金基金規約（以下「規約」という。）附則第9条の規定により計算された特例退職一時金額、旧適年の規定により計算された定年加算金額、定年慰労金、社員退職金規則により計算された調整加算の合計額に66,047円を加算した額

(ii) 施行日において旧基金の加算適用加入員期間15年未満の者
施行日において退職したものとみなして平成16年3月31日現在において効力を有する規約第68条の規定により計算された脱退一時金額、旧適年の規定により計算された定年加算金額、定年慰労金、社員退職金規則により計算された調整加算の合計額に66,047円を加算した額

イ 加入者の資格を喪失した日の最終第1仮想個人口座残高及び最終第2仮想個人口座残高の合計額

(2) 第3利息クレジットは、次の規定する日（以下「第3利息クレジット付与日」という。）に付与する。

ア 経過保障年金の支給の繰下げを申し出た場合においては、加入員の資格を喪失した日の翌日以降、支給の繰下げが終了した日までの間に到来する各4月1日

イ 支給の繰下げが終了した日（死亡により支給の繰下げが終了する場合にあっては、死亡日）

(3) 第3利息クレジットは、直近の第3利息クレジット付与日の属する月から第3利息クレジット付与日の属する月の前月までの各月について次の算式により算出される金額の累計とし、算出した毎月の第3利息クレジットの金額に1円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した額とする。

$$a3 \times [\{ (b1 + 1)^{(1/12)} - 1 \} \times 12] \times 1/12$$

a3：直前の毎月1日における第3仮想個人口座残高

b1：直近の毎月1日における再評価率

(4) 資格喪失日（附則第10条の規定に基づき、経過保障年金の支給の繰下げを申し出た場合においては、第2号イに規定する日）の第3仮想個人口座残高（以下、「最終第3仮想個人口座残高」という。）をもって第3仮想個人口座残高を確定する。

（経過保障年金の再評価率）

第8条の2 前条の第3号の再評価率は、第48条の5第1項及び第2項に規定する再評価率とする。

（経過保障年金額）

第9条 経過保障年金は、裁定請求時に受給権者の選択により、支給期間を5

年又は10年とすることができ、その額は、支給期間の選択に応じて次に定める額とする。

ア 支給期間5年の場合

事業年度ごとに計算した最終第3仮想個人口座残高を当該事業年度の最低保証利率に応じ別表第4に定める5年確定年金現価率で除して得た額（以下「第3標準加算年金額」という。）

イ 支給期間10年の場合

第3標準加算年金額に当該事業年度の最低保証利率に応じ別表第4に定める5年確定年金現価率を乗じ、当該事業年度の最低保証利率に応じ別表第4に定める10年確定年金現価率で除して得た額

2 指標利率が最低保証利率を上回った事業年度の経過保障年金の額は、当該事業年度の指標利率に応じ別表第4に定める支給期間ごとの年金現価率で最終第3仮想個人口座残高を除して得た額を計算し、その額が前項より計算された額を上回る額を前項より計算された額に加算した額とする。

3 前項の指標利率は、第58条第5項及び第6項に規定する指標利率とする。

（経過保障年金の支給の繰下げ）

第10条 経過保障年金の受給権者は、65歳に達するまで、経過保障年金の支給の繰下げを申し出ることができる。

2 前項の規定により繰下げを申し出たときは、附則第7条の規定にかかわらず、支給の繰下げが終了する日の属する月の翌月から経過保障年金を支給する。

（経過保障年金に代えて支給する一時金）

第11条 経過保障年金の受給権者は、その受給権を取得したとき、又は、附則第9条第1項各号に掲げる事由に該当する場合であって、年金として支給する経過保障年金を受けてから附則第9条第1項の支給期間を経過する日までの間において、その者の申出により、年金に代えて一時金を受けることができる。

2 経過保障年金の受給権を取得したときに一時金選択を申し出た場合の一時金給付の額は、最終第3仮想個人口座残高とする。

3 年金として支給する経過保障年金を受けてから一時金選択を申し出た場合の一時金給付の額は、第3標準加算年金額に選択時の最低保証利率及び残存保証期間（附則第9条第1項の支給期間から経過保障年金の支給を受けた期間を控除した期間をいう。）に応じて別表第7に定める一時金換算率を乗じて得た額とする。

（経過保障年金の失権）

第12条 経過保障年金の受給権は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは消滅する。

(1) 受給権者が死亡したとき

(2) 経過保障年金の全部を一時金として支給されたとき

(3) 附則第9条第1項の支給期間を経過したとき

(経過保障遺族一時金)

第13条 経過保障年金対象者が、次の各号のいずれかに該当したときは、経過保障遺族一時金を支給する。

- (1) 加入者が死亡したとき
- (2) 経過保障年金の支給の繰下げの申出を行っている者が死亡したとき
- (3) 経過保障年金の受給権者（経過保障年金の支給の繰下げの申出を行っている者を除く。）であって、経過保障年金支給開始後附則第9条第1項の支給期間を経過していない者が死亡したとき

2 前項の遺族の範囲及び順位は第71条の規定を準用する。

3 第1項第1号及び第2号の一時金額は、附則第8条により計算される最終第3仮想個人口座残高とする。

4 第1項第3号の一時金額は、第3標準加算年金額に死亡時の最低保証利率及び残存保証期間（附則第9条第1項の支給期間から経過保障年金の支給を受けた期間を控除した期間をいう。）に応じて別表第4に定める一時金換算率を乗じて得た額とする。

(特例退職一時金に関する経過措置)

第14条 平成16年4月1日前において、この規約による変更前の規約により退職年金を受ける権利を有する者（平成16年4月1日に給付を受ける権利を取得した者を含む。）及び前条第2項に該当する者が特例退職一時金を選択した場合については、なお従前の例による。

(遺族一時金に関する経過措置)

第15条 平成16年4月1日前において、この規約による変更前の規約により遺族一時金を受ける権利を有する者（平成16年4月1日に給付を受ける権利を取得した者を含む。）及び附則第5条第2項に該当する者の遺族に係る遺族一時金については、なお従前の例による。

(掛金に関する経過措置)

第16条 平成16年3月以前の月に係る掛金については、なお従前の例（掛金率及び負担割合）による。

別表第1

設立事業所の名称及び所在地

名 称	所 在 地
株式会社 日立ハイコス	茨 城 県 日 立 市

別表第2

基本年金額の生年月日別給付乗率表

昭和 2 年 4 月 1 日までに生まれた者	1000 分の 7.769	1000 分の 7.692
昭和 2 年 4 月 2 日から昭和 3 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1000 分の 7.662	1000 分の 7.585
昭和 3 年 4 月 2 日から昭和 4 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1000 分の 7.554	1000 分の 7.477
昭和 4 年 4 月 2 日から昭和 5 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1000 分の 7.446	1000 分の 7.369
昭和 5 年 4 月 2 日から昭和 6 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1000 分の 7.339	1000 分の 7.262
昭和 6 年 4 月 2 日から昭和 7 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1000 分の 7.239	1000 分の 7.162
昭和 7 年 4 月 2 日から昭和 8 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1000 分の 7.131	1000 分の 7.054
昭和 8 年 4 月 2 日から昭和 9 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1000 分の 7.031	1000 分の 6.954
昭和 9 年 4 月 2 日から昭和 10 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1000 分の 6.931	1000 分の 6.854
昭和 10 年 4 月 2 日から昭和 11 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1000 分の 6.839	1000 分の 6.762
昭和 11 年 4 月 2 日から昭和 12 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1000 分の 6.739	1000 分の 6.662
昭和 12 年 4 月 2 日から昭和 13 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1000 分の 6.646	1000 分の 6.569
昭和 13 年 4 月 2 日から昭和 14 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1000 分の 6.546	1000 分の 6.469
昭和 14 年 4 月 2 日から昭和 15 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1000 分の 6.454	1000 分の 6.377
昭和 15 年 4 月 2 日から昭和 16 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1000 分の 6.055	1000 分の 5.978
昭和 16 年 4 月 2 日から昭和 17 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1000 分の 5.967	1000 分の 5.890
昭和 17 年 4 月 2 日から昭和 18 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1000 分の 5.879	1000 分の 5.802
昭和 18 年 4 月 2 日から昭和 19 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1000 分の 5.799	1000 分の 5.722
昭和 19 年 4 月 2 日から昭和 20 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1000 分の 5.719	1000 分の 5.642
昭和 20 年 4 月 2 日から昭和 21 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1000 分の 5.639	1000 分の 5.562

別表第3

支給時係数（退職事由別）

加算適用 加入員期間	係 数	
	定年等やむを得ない場合	自己都合退職の場合(注)
0年	1. 0 0 0	0. 1 0 0
1	1. 0 0 0	0. 1 2 0
2	1. 0 0 0	0. 1 4 0
3	1. 0 0 0	0. 1 6 0
4	1. 0 0 0	0. 1 8 0
5	1. 0 0 0	0. 2 0 0
6	1. 0 0 0	0. 2 2 0
7	1. 0 0 0	0. 2 4 0
8	1. 0 0 0	0. 2 6 0
9	1. 0 0 0	0. 2 8 0
10	1. 0 0 0	0. 3 0 0
11	1. 0 0 0	0. 3 3 5
12	1. 0 0 0	0. 3 7 0
13	1. 0 0 0	0. 4 0 5
14	1. 0 0 0	0. 4 4 0
15	1. 0 0 0	0. 4 7 5
16	1. 0 0 0	0. 5 1 0
17	1. 0 0 0	0. 5 4 5
18	1. 0 0 0	0. 5 8 0
19	1. 0 0 0	0. 6 1 5
20	1. 0 0 0	0. 6 5 0
21	1. 0 0 0	0. 7 0 0
22	1. 0 0 0	0. 7 5 0
23	1. 0 0 0	0. 8 0 0
24	1. 0 0 0	0. 8 5 0
25	1. 0 0 0	0. 9 0 0
26以上	1. 0 0 0	0. 9 5 0

(注) 50歳以上で自己都合退職する場合は、「定年等やむを得ない事由」の支給時係数を適用する。

加算適用期間に1年未満の端数月がある場合の給付率は、次の算式により計算するものと

し、小数点以下第4位を四捨五入するものとする。

$$A \text{ 年 } B \text{ か月の給付率} = A \text{ 年の給付率} + \{ (A + 1) \text{ 年の給付率} - A \text{ 年の給付率} \} \times B / 12$$

別表第4

指標利率及び最低保証利率別確定年金現価率

利 率	20 年確定 年金現価率	5 年確定 年金現価率	10 年確定 年金現価率	利 率	20 年確定 年金現価率	5 年確定 年金現価率	10 年確定 年金現価率
%				%			
1.5	17.2756	4.8124	9.2797	3.3	14.6708	4.6028	8.5159
1.6	17.1136	4.8004	9.2345	3.4	14.5437	4.5916	8.4763
1.7	16.9537	4.7884	9.1897	3.5	14.4183	4.5805	8.4371
1.8	16.7961	4.7764	9.1452	3.6	14.2945	4.5694	8.3981
1.9	16.6406	4.7645	9.1010	3.7	14.1723	4.5583	8.3594
2.0	16.4872	4.7526	9.0572	3.8	14.0517	4.5473	8.3210
2.1	16.3359	4.7408	9.0136	3.9	13.9326	4.5364	8.2829
2.2	16.1866	4.7290	8.9705	4.0	13.8151	4.5255	8.2450
2.3	16.0394	4.7173	8.9276	4.1	13.6991	4.5146	8.2075
2.4	15.8941	4.7056	8.8850	4.2	13.5846	4.5038	8.1702
2.5	15.7508	4.6940	8.8428	4.3	13.4715	4.4930	8.1331
2.6	15.6094	4.6824	8.8009	4.4	13.3599	4.4823	8.0963
2.7	15.4699	4.6709	8.7592	4.5	13.2497	4.4716	8.0598
2.8	15.3322	4.6594	8.7179	4.6	13.1410	4.4609	8.0236
2.9	15.1964	4.6480	8.6769	4.7	13.0336	4.4503	7.9876
3.0	15.0624	4.6366	8.6362	4.8	12.9275	4.4398	7.9518
3.1	14.9301	4.6253	8.5958	4.9	12.8228	4.4293	7.9163
3.2	14.7996	4.6140	8.5557	5.0	12.7194	4.4188	7.8811

別表第5

支給開始時年齢別終身年金調整係数

支給開始年齢	調整係数
50歳	1. 1728
51	1. 1545
52	1. 1363
53	1. 1183
54	1. 1004
55	1. 0828
56	1. 0654
57	1. 0483
58	1. 0317
59	1. 0156
60	1. 0000
61	0. 9851
62	0. 9708
63	0. 9574
64	0. 9447
65	0. 9329

(注) 年齢に1歳未満の端数月がある場合の乗率は、次の算式により計算するものとし、小数点以下第5位を四捨五入するものとする。

$$\begin{aligned} & X\text{歳}Y\text{か月の乗率} \\ & = X\text{歳の乗率} - [X\text{歳の乗率} - (X+1)\text{歳の乗率}] \times Y / 12 \end{aligned}$$

別表第6

第1加算年金拠出率及び第2第2加算年金拠出率

職群等級	第1加算年金拠出率	第2加算年金拠出率
総合職1級～5級 特務職研修員	1.000	0.781
監督指導職 1級～4級	1.000	0.815
執務職・技能職 1級～7級	1.000	0.907

